

令和 7 年版

薬務行政概要

(令和 6 年度)

福島県保健福祉部薬務課

目 次

I	令和7年度施策	1
第1	基本方針	1
第2	令和7年度事業計画	5
第3	予算の概要	14
II	令和6年度薬務行政概要	16
第1	薬 事	16
1	薬事関係業者数（保健所別）	18
2	薬局・医薬品販売業等の許可等事務処理件数	19
3	登録販売者試験の実施	19
4	医薬品等製造販売業・製造業許可等取扱件数	20
5	医薬品等の生産等状況（令和6年集計）	20
6	薬事監視状況	21
7	医薬品等の苦情相談処理状況	23
8	薬事審議会の開催状況	24
9	薬事関係講習会の開催状況	25
10	国有ワクチン供給状況	26
11	医薬分業の状況	26
12	県内薬剤師の状況	28
13	医薬品等安全対策としての情報提供体制	28
14	薬と健康の週間の事業状況	29
15	薬事関係表彰	29
16	災害時医薬品等の備蓄供給体制	30
第2	毒物劇物	33
1	毒物劇物業者数（保健所別）	33
2	毒物劇物販売業登録等の事務処理件数	34
3	毒物劇物製造業（輸入業を含む）登録等の取扱件数	34
4	毒物劇物監視状況	34
5	毒物劇物取扱者試験	36
6	毒物劇物関係講習会開催状況	36
第3	麻薬・大麻・あへん・覚醒剤等	37
1	麻薬取扱者数（保健所別）	37
2	大麻栽培者・栽培面積（年次別）	37
3	大麻・けし抜去本数推移	37
4	麻薬関係立入検査状況	38
5	覚醒剤関係立入検査状況	39
6	向精神薬関係立入検査状況	39
7	大麻・けし抜去状況（令和6年度）	40
8	県内の薬物乱用の状況	41
9	薬物乱用防止関係事業の状況	42

第4	血 液	43
1	献血・供給状況	44
2	月別及び施設別の献血状況	44
3	高等学校献血における献血状況	45
4	献血出前講座等開催状況	45
5	過去6年の献血・供給状況	45
6	愛の血液助け合い運動月間における事業状況	45
7	福島県献血推進協議会の開催状況	45
8	血液製剤使用適正化普及事業実施状況	46
9	献血功労表彰	46
10	市町村別献血状況（令和6年度）	48
第5	衛生検査	50
1	事業の推進	50
2	衛生研究所における検査実施状況（令和6年度）	52
3	検査件数の推移	52
4	衛生検査所一覧	53
第6	福島県の温泉の概況	54
1	温泉法に基づく行政処分状況	56
2	自然環境保全審議会温泉部会開催状況	57
3	福島県温泉保護利用対策要綱に基づく指定地域	57
4	温泉の利用状況	58
	《資 料》	
	令和7年度薬務課事務分掌	60
	監視員等配置状況	62
	福島県薬事審議会条例	63
	福島県薬事審議会委員名簿	65
	福島県薬物乱用対策推進本部要綱	66
	福島県薬物乱用対策推進本部員・幹事名簿	67
	福島県献血推進協議会設置要綱	68
	福島県献血推進協議会委員・幹事名簿	69
	福島県血液製剤使用に係わる懇談会設置要綱	70
	福島県血液製剤使用に係わる懇談会委員名簿	71
	保健福祉部試験研究技術会議要綱	72
	保健福祉部試験研究技術会議幹事名簿	73
	福島県衛生検査精度管理事業実施要綱	74
	福島県衛生検査精度管理委員会設置要綱	75
	福島県衛生検査精度管理委員会名簿	76
	福島県試験検査精度管理事業実施要綱	77
	福島県試験検査精度管理委員会設置要綱	78
	福島県試験検査精度管理委員会名簿	79
	自然環境保全法、福島県自然環境保全条例（抜粋）	80
	福島県自然環境保全条例施行規則（抜粋）	81
	福島県温泉保護利用対策要綱	82
	福島県自然環境保全審議会委員名簿（温泉部会所属）	86
	福島県後発医薬品安心使用促進協議会設置要綱	87
	福島県後発医薬品安心使用促進協議会委員名簿	88
	薬事関係団体名簿	89

I 令和7年度施策

第1 基本方針

医薬品・医療機器等の品質・有効性・安全性を確保するとともに、血液の確保（400mL、成分献血の普及）並びに薬物乱用の防止対策を推進するほか、新たな検査需要に対応できるよう、衛生研究所等における検査体制の充実強化を図る。また、温泉の保護及び適正利用の推進を図る。

1 医薬品等の品質・有効性・安全性の確保

医薬品等は、医療や日常生活に必要不可欠なものとして、人の生命や健康に大きく影響する製品であるため、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づき、医薬品等の製造販売業者に対しては品質管理及び製造販売後安全管理の基準等に適合する体制の構築・維持を指導するとともに、医薬品等の製造業者に対してはGMP（製造管理及び品質管理の基準）等に適合する体制の構築・維持を指導する。

また、本県（薬務課）はGMP調査の国際協調の枠組みであるPIC/S（医薬品査察協定・医薬品査察協同スキーム）に加盟する調査当局として、調査員の認定制度や調査品質管理監督システムを運用し、国際標準のGMP調査体制の維持に努める。

加えて、医薬品等の相談窓口の設置や登録販売者試験の実施を通じて医薬品等の適正使用の推進を図る。

また、医薬品成分の含有が疑われる、いわゆる健康食品等の買上げ検査を実施し、無承認無許可医薬品の排除を行うとともに、健康被害の発生を未然に防止する。

さらに、非常災害時に県民が必要とする医薬品等を迅速に医療機関等に供給できるよう、福島県災害時医薬品等備蓄供給システムの体制維持を図るとともに、災害時における医薬品の供給体制を確保するため、災害対策医薬品供給車両の導入支援を行う。

なお、後発医薬品（ジェネリック医薬品）については、後発医薬品安心使用促進協議会において、患者及び医療関係者が後発医薬品を安心して使用することができる環境整備等に関する検討を行う。

加えて、電子処方箋の普及拡大、利活用による質の高い医療サービスの提供を図る。

2 かかりつけ薬剤師・薬局の推進

医薬分業の進展等により、薬剤師及び薬局を取り巻く環境は大きく変化している。このような中、医薬分業の原点に立ち返り、全ての薬局をかかりつけ薬剤師がその役割を發揮できる薬局に再編することを目指し、厚生労働省は平成27年10月に「患者のための薬局ビジョン」を策定した。本ビジョンでは、患者本位の医薬分業の実現に向けて、①服用情報の一元的・継続的把握とそれに基づく薬学的管理・指導、②夜間・休日・在

宅対応、③医療機関等との連携など、かかりつけ薬剤師・薬局の今後の姿を明らかにするとともに、中長期的視野に立って、かかりつけ薬局の再編の道筋が示されている。本ビジョンを具現化する制度として、健康サポート薬局の公表制度及び地域連携薬局・専門医療機関連携薬局の認定制度が創設された。そのような背景を踏まえ、県内の薬局薬剤師のさらなる資質向上を図るため、以下の3つの事業を展開する。

また、県民の薬局の選択に資するよう薬局機能情報をインターネットで公表する。

(1) 他職種連携による薬局・薬剤師の在宅医療サービス推進事業

他の職種が行う在宅訪問に薬剤師が同行することにより、在宅医療における薬剤師の有用性について、他の職種や地域住民への普及を図る。また、経験豊富な薬剤師による同行指導や研修等により在宅医療に対応できる薬剤師の育成を図る。

(2) 認知症対応薬局推進事業

地域の認知症対策の拠点として認知症対応薬局の整備を推進するとともに、認定した認知症対応薬局を対象とする研修会の開催や対応事例の収集・還元により、薬剤師の認知症対応力の更なる向上を図る。

(3) 在宅医療エキスパート薬剤師人材育成事業

県内の薬局等に勤務する薬剤師等を対象に、在宅において多用される輸液ポンプ等医療機器の実機演習を含めた在宅医療スキルアップセミナーを開催し、在宅医療に積極的に介入できる優れた医療人材の育成を図る。

3 薬剤師の確保

病院及び薬局の薬剤師に求められる業務が多様化かつ高度化する中、令和5年6月に初めて国が示した「薬剤師偏在指標」では、本県における地域及び業態による薬剤師の偏在が明らかとなり、今後の病院・薬局の機能強化の推進を図る上で、薬剤師の確保と偏在解消が大きな課題となっている。

このため、薬剤師確保計画（第8次福島県医療計画）を基に、関係団体や薬学部を有する大学等と連携し、地域の実情に応じた薬剤師確保策を検討し、薬剤師偏在の改善を図る。

4 避難地域における薬局再開・薬剤師確保の支援

地元薬局の再開や民間企業による薬局進出が見込めない避難指示解除区域等において、調剤に加え、他の職種と連携した地域包括ケアや住民の健康管理を実施できる薬局の開設を支援するとともに、薬局等薬剤師の研修等に要する経費を支援することにより薬剤師の地域定着を図る。

5 血液の確保対策の推進

震災及び原発事故に伴う県外への人口流出による影響や、事業所献血者等の減少、若年層の献血率の低下等が懸念されている。県内で必要とする血液を県民の献血により確保するため、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律及び福島県献血推進計画等

に基づき 400mL 献血を推進する。

また、将来にわたり献血者を確保するため、中学生を対象としたポスターコンクール、献血出前講座の開催など、特に若年層等への啓発により献血の普及並びに安定的な血液の確保に努めるとともに、医療機関に対する血液製剤使用適正化の普及及び適正かつ安全な輸血療法の向上を図る。

6 薬物乱用の防止

薬物乱用は、乱用者自身の健康を蝕むばかりでなく、各種犯罪を誘発するなど地域社会への弊害は計り知れないものがある。しかし、薬物乱用は一般市民層にまで浸透しており、特に大麻汚染については若年層を中心に拡大するなど、裾野の広がりが懸念される状況である。

このため、薬物乱用の弊害について広く県民に広報するとともに、薬物乱用防止指導員や大学生等のボランティアと協働しながら、地域に根ざした啓発活動を実施するなど薬物乱用を許さない社会環境づくりを推進する。

加えて、麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動福島大会を開催することで、薬物乱用防止の意識醸成を図る。

さらに、指定薬物又はその疑いがある製品（危険ドラッグ）を取扱う業者を発見した際は、関係機関と連携しながら立入検査を実施するなど、監視・指導を強化する。

7 試験検査体制の整備及び精度管理の充実

食品中の放射性物質検査等、県民の健康管理に直面する問題や新たな感染症の発生により、検査をとりまく環境の変化へ迅速かつ柔軟な対応を図る必要がある。

このため、衛生研究所における感染症等の検査体制の整備や調査研究事業の充実を図り、県民の安全安心な生活の確保を目指す。

また、老朽化が進んでいる衛生研究所の再整備に着手し、安定的な検査体制の確保や機能強化を図っていく。

さらに、県内の衛生検査所を対象に、外部精度管理調査や立入検査を実施し、検査業務が適正に行われるよう指導監督する。

8 温泉の保護及び適正利用の推進

県内全域に分布し、多種多様な泉質を誇る本県の温泉は、旅館・ホテルや公衆浴場等において県民の保養や観光への利用が進んでいる。また、東日本大震災後は再生可能エネルギーの一つとして地熱発電が注目されており、本県内でも地熱開発が進められている。本県の貴重な自然資源である温泉が次世代に渡って持続的に利用できるよう、温泉資源の保護を図るとともに、適正利用を推進する。

9 医薬品等の生産振興

本県は、東北で最多の医薬品、医療機器の製造所を有しており、全国有数の医薬品、医療機器等の生産県である。高度な製造管理及び品質管理体制を維持し、安定的に製品を生

産するためには、医薬品製造管理者や医療機器責任技術者等の人材育成が重要となることから、県内の製造業者等を対象とした薬事講習会を開催するとともに、商工労働部との連携を図りながら医療関連産業の健全な発展を支援する。

10 「放射線と健康」の理解促進

放射線の健康影響について県民の不安に対応するため、薬剤師に対し放射線の基礎知識に関する研究や地域住民の相談対応に関する事業を委託し実施する。

第2 令和7年度事業計画

1 医薬品等の品質・有効性・安全性の確保と医薬分業

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
① 薬事経済調査事業	774 (国庫 774)	<p>医薬品等の生産、流通、販売等の実態を把握し、薬務行政上必要な基礎資料を得る。</p> <p>1 医薬品等価格調査 196千円 医薬品・特定保険医療材料価格調査 価格調査客体精密化調査</p> <p>2 後発医薬品使用促進事業 578千円 医療関係者等から成る協議会を開催し、後発医薬品の安心使用促進のための方策を検討する。</p>
② 健康衛生事務経費（運営経費）	4,136 (手数 3,655) (諸収 20)	各種会議・協議会負担金 会計年度任用職員の雇用
③ 健康衛生事務経費（施設管理経費）	4,179 (手数 4,179)	<p>1 薬務関係許認可台帳管理システム 3,332千円</p> <p>2 医薬品等FD申請・審査システム 847千円</p>
④ 薬務総務事務経費（経常行政経費）	6,561 (手数 4,823) (国庫 1,710)	<p>1 薬務総務事業 467千円 ○薬事審議会 1回 ○全国薬務主管課長協議会 2回 ○北海道・東北ブロック薬務担当課長会議 1回 ○北海道・東北ブロック薬務担当者会議 1回 ○薬と健康の週間（10月17～23日） ○薬事監視員研修会 1回</p> <p>2 薬務許認可指導事業 4,268千円 毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物製造業及び販売業者に対し監視指導等を行い、事故の未然防止を図る。 また、毒物劇物取扱責任者の資質を確認するための試験を行う。 ○農薬危害防止運動（6月10日～9月10日） ○農薬危害防止講習会 ○毒物劇物営業者等に対する立入検査の実施 ○毒物劇物取扱者試験の実施（年1回） ○毒物劇物運搬車両取締り</p> <p>3 医薬品製造管理者講習会の開催 116千円</p> <p>4 医薬品検定検査事務等委託費 1,710千円 ○保健所薬務担当課長等会議の開催（4月） ○医薬品・医療機器等一斉監視指導（7月～12月） ○特別薬事監視班の設置</p>

事業名	予算額	内容
⑤ 医薬品安全対策事業	449 (手数 449)	医薬品等苦情相談事業 医薬品等に起因する健康被害から県民を保護するため、また、医薬品等に対する正しい知識の啓発のため、相談窓口を設置する。
⑥ 医薬品等製造承認事務	1,393 (手数 1,393)	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき、医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するため、医薬品等製造販売業等関係の許可等事務の審査体制を維持するとともに、薬局開設・医薬品・高度管理医療機器等販売業等の許可、毒物劇物販売業等の登録に関する事務を適正に執行する。</p> <p>1 申請工場実態調査(許可調査・適合性調査) 850千円 医薬品等の製造工場の書類審査及び実地調査(GMP適合性調査)を行う。</p> <p>2 三県合同医薬品等製造販売業者等講習会 80千円 宮城県、山形県、福島県の持ち回りで研修会を開催する。令和7年度は宮城県が開催県。</p> <p>3 GMP等調査体制強化事業 463千円 令和7年5月～6月に国立保健医療科学院が実施する医薬品医療機器の品質確保に関する研修に職員を派遣する。</p>
⑦ 災害時救急医療体制整備事業 (地域医療課 再掲)	904	災害時医薬品等備蓄供給事業 災害発生時に県民が必要とする医薬品等(53薬効医薬品、16衛生材料)は、初動期(発生から1～3日)において確保が困難になることから、医療機関等から要請があった場合、迅速な供給体制を確立するために県内各医療圏(南会津医療圏は会津医療圏を含む)ごとに医薬品等の備蓄供給を行う。
新 ⑧ 災害対策医薬品供給車両整備事業	12,000 (諸収 12,000)	新 災害時における医薬品の供給体制を確保するため、災害対策医薬品供給車両を整備する費用を補助する。
⑨ 登録販売者試験事業	7,339 (手数 7,339)	一般用医薬品の販売に従事しようとする者がそれに必要な資質を有することを確認する登録販売者試験を行い、それに合格した者を登録する。 ○試験実施(年1回)
新 ⑩ 電子処方箋の活用・普及促進事業	186,525 (国庫 124,349)	新 電子処方箋の普及拡大、利活用による質の高い医療サービスの提供、重複投薬等の抑制、医療機関・薬局の業務効率化を推進するため、電子処方箋の導入に係る経費を支援する。 1 電子処方箋の活用・普及促進事業 183,785千円 電子処方箋の導入を促進するため、医療機関・薬局が行う電子処方箋管理サービスの導入に係る経費を支援する。

事業名	予算額	内 容
		2 電子処方箋の活用・普及促進事務経費 2,740 千円 医療機関・薬局への円滑な補助支援を実施するため、補助金申請受付等を行う電子処方箋専用事務局を設置する。
合 計	224,260 (手数 21,838) (国庫 126,833) (諸収 12,020)	

2 健康サポート薬局の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 健康サポート薬局推進事業	4,272 (繰入 4,272)	認知症対応薬局推進事業 認知症対応力向上研修会及び認知症対応薬局研修会を開催して認知症対応薬局を整備するとともに、対応事例の収集・還元等によりフォローアップを行い、更なる対応力の向上を図る。 また、認知症に関する知識普及及び認知症対応薬局の普及啓発を行う。 (一般社団法人福島県薬剤師会に委託)
② 地域医療介護総合確保事業(在宅医療の推進)	20,837 (繰入 20,837)	1 多職種連携による薬局・薬剤師の在宅医療サービス推進事業 5,750 千円 他の職種が行う在宅訪問に薬剤師が同行し、在宅医療における薬剤師の有用性を実感してもらうとともに、医療職種や地域住民に対して薬剤師による在宅訪問業務のPRを実施し、業務の普及を図る。 また、研修会等により在宅医療に対応できる薬剤師の育成につなげる。 (一般社団法人福島県薬剤師会に委託) 2 在宅医療エキスパート薬剤師人材育成セミナー 3,587 千円 県内の薬局等に勤務する薬剤師を対象に、医療機器・医療材料に関する講義やフィジカルアセスメント演習を含めたセミナーを開催し、在宅医療に積極的に介入できる医療人材に育成を図る。 3 無菌調剤室整備支援事業 11,500 千円 病棟から在宅への移行に伴う医薬品の供給及び応需体制を強化するため、地域で共同利用できる無菌調剤室等の整備及びその利用体制の構築を支援する。
③ 地域医療介護総合確保基金(医療従事者の確保・養成に関する事業)	6,000 (繰入 6,000)	がん診療連携拠点病院の薬局薬剤師研修支援事業 地域の薬局薬剤師のがん診療における質の向上のため、がん診療連携拠点病院が行う研修会等を支援する

合 計	31,109 (繰入 31,109)	
-----	-----------------------	--

3 避難地域における薬局再開・薬剤師確保の支援 (単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 避難地域薬局再開・薬剤師確保支援事業	4,488 (繰入 4,488)	<p>1 避難地域薬局開設支援事業 2,388 千円 避難地域の薬局開設を支援するため、町村毎に薬局開設協議会を開催する。</p> <p>2 薬剤師の地域包括ケアスキル習得支援事業 2,100 千円 避難地域において調剤業務に携わる薬剤師を対象に、地域包括ケア等のスキル習得にかかる研修会への参加を支援し、薬剤師の資質向上及び定着を図る。</p>
合 計	4,488 (繰入 4,488)	

4 血液の確保対策の推進 (単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 薬務総務事務経費（経常行政経費）	372	献血推進に係る知事感謝状等の贈呈
② 献血推進事業	930	<p>令和7年度は献血量 31,263 リットルの目標を設定し、これを達成するため若年層を中心とした献血思想の普及啓発並びに 400mL 献血の推進強化を図り、県民の理解と協力を求め、血液の安定供給体制の確保に努める。</p> <p>1 ジュニア献血ポスターコンクール事業 548 千円 中学生を対象としたポスターコンクールを実施し、さらに最優秀作品等を活用した啓発を行う。</p> <p>2 血液製剤使用適正化普及事業 382 千円 福島県合同輸血療法委員会が行う次の事業について、血液製剤使用に係わる懇談会により、事業の企画立案と検証を行う。 ○血液製剤使用に係わる懇談会（年2回） ○合同輸血療法委員会研修会（年1回） ○適切かつ安全な輸血療法を図るための講習会等 ○輸血に関するアンケート調査</p>
合 計	1,302	

5 薬物乱用の防止

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 薬務総務事務経費（経常行政経費）	4,264 (手数 4,264)	<p>1 麻薬等取締事業 1,629千円 麻薬及び向精神薬取締法、大麻草の栽培の規制に関する法律、あへん法、覚醒剤取締法に基づき、免許・指定事務を行うとともに、必要な取締りを行う。 また、違法薬物の乱用による危害を防止するため、以下の事業を実施する。 ○福島県薬物乱用対策推進本部会議の開催（年1回） ○覚醒剤等取締機関四者協議会の開催（年1回） ○麻薬、覚醒剤取扱者に対する指導取締りの実施 ○大麻草栽培者に対する監視の実施 ○不正大麻・けし撲滅運動の実施</p> <p>2 薬物乱用防止指導員運営事業 1,775千円 覚醒剤、シンナー等の乱用根絶をめざし、徹底した啓発活動を効果的に実施するために「薬物乱用防止指導員」を県下に配置し、地域住民に対し、きめ細かな地域に根ざした組織的かつ効果的活動を実施する。 ○薬物乱用防止指導員連合協議会の開催（年2回） ○薬物乱用防止指導員地区協議会の活動 ○薬物乱用防止指導員地区協議会の補助</p> <p>3 覚せい剤・シンナー・ボンド乱用防止事業 157千円 若年層の薬物乱用防止対策や各種啓発活動のための啓発用資料の作成及び広報活動を実施する。 また、各保健所に薬物相談窓口を設置し、住民からの薬物問題の相談に応じる体制を整える。 ○「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 ○保健所薬物相談窓口の設置</p> <p>4 薬物関連問題相談事業 703千円 薬物乱用問題が深刻化していることを踏まえ、福島県精神保健福祉センターの機能を活用し、地域住民からの薬物関連問題の相談に専門的に応じるとともに、薬物関連問題の発生予防、薬物依存者の社会復帰の促進等を図る。 ○薬物関連相談窓口の開設 ○薬物依存症に関する研修会の開催 ○薬物依存者の家族教室の開催 ○薬物関連問題相談窓口の案内 ○薬物関連問題実務担当者会議の開催</p>
新 ② 麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動福島大会開催事業	1,170	新 麻薬・覚醒剤・大麻等の薬物乱用防止の全国的気運の盛り上げを期するため、全国6都市で実施される麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動大会を福島県で実施する。
③ 若年層による薬物乱用防止意識向上事業	502	薬物乱用防止に係る啓発活動等を行うボランティアを高校生、大学生、専門学校生等から募り、研修を通じて薬物乱用の基礎知識を習得した推進員に任命し、所属する学校等の内外における啓発活動等を支援する。

事業名	予算額	内 容
合 計	5,936 (手数 4,264)	

6 新たな試験検査体制の整備及び精度管理の充実

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 健康衛生事務経費（運営経費）	2,512 (諸収 11)	1 衛生研究所運営事務費 2,276 千円 2 衛生研究所支所管理運営費 236 千円
② 健康衛生事務経費（施設管理経費）	50,023 (諸収 837)	衛生研究所運営事務費 50,023 千円
③ 行政検査機器の更新等事業	23,083	衛生研究所において実施する行政検査に必要な検査機器について、検査データの信頼性を確保する観点から、定期的に更新する。 ○イオンクロマトグラフ 水道法に基づく水質検査 (令和5～9年 5年リース) ○シークエンサー SARS ウイルス等の遺伝子検査 (令和6～10年 5年リース) ○ガスクロマトグラフタンデム質量分析計 食品中の残留農薬検査 (令和6～10年 5年リース) ○高速液体クロマトグラフ 食品中の残留農薬、抗生物質等検査 (令和7～11年 5年リース)
新 ④ 衛生研究所再整備事業	16,991	安定的な検査体制の確保や機能強化を図るため、老朽化が進む衛生研究所の再整備を行う。 1 基本設計・実施設計公募型プロポーザル事業 2,500 千円 基本設計・実施設計について、公募型プロポーザルを実施する。 2 測量調査等 14,491 千円 委託により、建設地の測量調査を実施する。
⑤ 衛生研究所一般事務費（経常行政経費）	12,489 (手数 60) (諸収 700)	衛生研究所の運営及び維持管理 ○行政及び依頼検査の実施 ○公衆衛生情報の提供 衛生研究所各支所の運営及び維持管理

事業名	予算額	内 容
⑥ 一般依頼検査事業	227 (手数 227)	<p>飲用水等の衣食住に関わる試験検査を県民の要請に基づき受託し、検査成績をフィードバックすることで、公衆衛生の向上に寄与する。</p> <p>1 温泉水質検査 21 千円</p> <p>2 医薬材料検査 33 千円</p> <p>3 飲用水水質検査 173 千円</p>
一部新 ⑦ 調査研究事業	6,186 (国庫 4,500) (諸収 422)	<p>保健、予防、食品及び環境行政等の推進に寄与するため行政的研究と基礎的研究を行う。</p> <p>1 残留農薬試験法開発・検証 4,500 千円 厚生労働省から分析法の検証を依頼された化合物について、LC/MS/MS等による農薬等の分析法の検証を行う。</p> <p>2 畜水産物中の動物用医薬品検査の妥当性評価 795 千円 今後県内で使用が見込まれる動物用医薬品等の新たな検査法を確立し、行政検査への適用を行う事を目的とする。(令和5～7年度)</p> <p>3 市場に流通する魚介類のアニサキス寄生状況調査 440 千円 魚介類からのアニサキス虫体の検出法を検討し、県内市場に流通する魚介類の寄生状況を調査するとともに、確保した虫体を用いて遺伝子解析による種の同定を行い、実態を明らかにすることを目的とする。(令和5～7年度)</p> <p>新 4 レジオネラ属菌の検体採取方法の検討 451 千円 レジオネラ属菌の拭き取り検査による手法を確立し、検査実施標準作業書にとりまとめることにより、行政需要に速やかに対応できるよう検査体制を構築する。(令和7～8年度)</p>
⑧ 健康危機管理体制整備等事業	20,275 (国庫 20,274)	<p>県民の安心安全を確保するため、地域保健に係る総合的な調査研究体制を充実、強化する。</p> <p>1 健康危機管理対策等検査体制強化事業 県内で発生した食中毒・感染症等の事例に迅速に対応するための検査体制を整備する。</p>
⑨ 試験検査精度管理事業	2,059 (負担 1,480) (手数 579)	<p>1 衛生検査所精度管理指導対策事業 321 千円 臨床検査技師等に関する法律に基づく衛生検査所(医療機関からの受託検査実施施設)に対し、精度管理に関する技術的な指導を行う精度管理委員を委嘱し、立入検査を実施する。 また、衛生検査所に対する外部精度管理調査を実施し、検査精度の向上を図る。</p>

事業名	予算額	内 容
		○外部精度管理調査 ○立入検査 ○精度管理委員会 (年2回) 2 試験検査精度管理事業 1,738千円 試験検査結果の信頼性の確保及び精度の向上を図るため、衛生研究所支所、環境創造センター及び民間検査機関等を対象とした精度管理調査事業を実施する。 ○委員会 (年2回) ○精度管理調査 (年1回) ○部門別検討会 (年1回) ○技術発表会 (年1回)
合 計	133,845 (負担 1,480) (手数 866) (国庫 24,774) (諸収 1,970)	

7 温泉の保護及び適正利用の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 健康衛生事務経費 (運営経費)	20 (手数 20)	1 北海道・東北ブロック温泉主管課長会議 20千円
② 業務総務事務経費 (経常行政経費)	1,079 (手数 666)	1 温泉保護指導事業 891千円 温泉源の保護と利用の適正化を推進するため、自然環境保全審議会温泉部会の開催、温泉掘削等許可申請に基づく現地調査指導、温泉源定期測定調査等を行う。 ○自然環境保全審議会温泉部会の開催 (年3回) ○温泉掘削、増掘、動力装置及び温泉利用許可等に関する調査、指導 2 可燃性ガス温泉対策事業 188千円 温泉の源泉、温泉施設等における可燃性ガスに係る安全対策指導調査を実施する。
合 計	1,099 (手数 686)	

8 医薬品等の生産振興 (医療機器等の開発における産学官の連携を含む)

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
① 医薬品等製造承認事務 (1⑥一部再掲)	80 (手数 80)	三県合同医薬品等製造販売業者等講習会 宮城県、山形県、福島県の持ち回りで研修会を開催する。 令和7年度は宮城県が開催県。

合 計	80 (手数 80)	
-----	---------------	--

9 薬剤師の確保

事業名	予算額	内 容
新 ① 薬剤師確保対策事業	1,575 (繰入 1,575)	新 地域医療や在宅医療の充実に向け、薬剤師の地域偏在や業態偏在を改善するため、パンフレットの作成やセミナーの開催等により、薬剤師の魅力を発信する。
合 計	1,575 (繰入 1,575)	

10 「放射線と健康」の理解促進

事業名	予算額	内容
① 県民健康調査事業	1,998 (繰入 1,998)	「放射線と健康」の理解促進事業 放射線の健康影響について県民の不安に対応するため、薬剤師に対し放射線の基礎知識に関する研修や地域住民の相談対応に関する事業を委託し実施する。
合 計	1,998 (繰入 1,998)	

第3 予算の概要

単位：千円

事業名等	令和7年度 当初予算額	令和6年度 当初予算額	前年度対比 増減 (%)	令和7年度当初予算財源内訳		
				国庫支出金	特定財源	一般財源
医薬品の有効性・安全性の確保	224,260	25,329	785.4%	126,833	手諸 21,838 12,020	63,569
薬事経済調査事業	774	764	1.3%	774	手諸 0 0	0
健康衛生事務経費（運営経費） ・各種会議・協議会負担金（業務） ・臨時職員経費	4,136	3,673	12.6%	0	手諸 3,655 20	461
健康衛生事務経費（施設管理経費） ・業務関係許認可台帳管理システム ・FD申請・審査システム	4,179	4,179	0.0%	0	手諸 4,179 0	0
薬務総務事務経費（経常行政経費） ・薬務総務事業 ・薬務許認可指導事業 ・医薬品等製造承認事務担当者会議 ・医薬品製造管理者講習会の開催 ・医薬品検定検査事務等委託費	6,561	6,814	-3.7%	1,710	手諸 4,823 0	28
医薬品安全対策事業	449	449	0.0%	0	手諸 449	0
医薬品等製造承認事務	1,393	1,746	-20.2%	0	手諸 1,393 0	0
災害時救急医療体制整備事業 ・災害時医薬品等備蓄供給事業	904	904	0.0%	0	手諸 0 0	904
登録販売者試験事業	7,339	6,800	7.9%	0	手諸 7,339 0	0
新 災害対策医薬品供給車両整備事業	12,000	0	-	0	手諸 0 12,000	0
電子処方箋の活用・普及促進事業	186,525	0	-	124,349	手諸 0 0	62,176
健康サポート薬局の推進	31,109	32,009	-2.8%	0	手諸 0 31,109	0
健康サポート薬局推進事業	4,272	4,272	0.0%	0	手諸 0 4,272	0
地域医療介護総合確保事業（在宅医療の推進） ・多職種連携による薬局・薬剤師の在宅 医療サービス推進事業 ・在宅医療エキスパート薬剤師人材育成 強化事業 ・無菌調剤室整備支援事業	20,837	21,737	-4.1%	0	手諸 0 20,837	0
地域医療介護総合確保事業（医療従事者の確保・ 養成に関する事業） ・がん診療連携拠点病院の薬局薬剤師研修支援事業	6,000	6,000	0.0%	0	手諸 0 6,000	0
避難地域における薬局再開・薬剤確保の支援	137,138	137,138	0.0%	0	手諸 0 137,138	0
避難地域薬局再開・薬剤師確保支援事業	4,488	4,488	0.0%	0	手諸 0 4,488	0
避難地域等医療復興事業	132,650	132,650	0.0%	0	手諸 0 132,650	0
血液の確保対策の推進	1,302	1,280	1.7%	0	手諸 0 0	1,302
薬務総務事務経費（経常行政経費） ・献血推進事務経費	372	369	0.8%	0	手諸 0 0	372
献血推進事業	930	911	2.1%	0	手諸 0 0	930
薬物乱用の防止	5,936	4,306	37.9%	0	手諸 4,264 0	1,672
薬務総務事務経費（経常行政経費） ・麻薬等取締事業 ・薬物乱用防止指導員運営事業 ・覚せい剤・シンナー・ボンド乱用防止事業 ・薬物関連問題相談事業	4,264	3,778	12.9%	0	手諸 4,264 0	0
若年層による薬物乱用防止意識向上事業	502	528	-4.9%	0	手諸 0 0	502
新 麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止福島大会開催事業	1,170	0	-	0	手諸 0 0	1,170
新たな試験検査体制の整備及び精度管理の充実	133,845	138,319	-3.2%	24,774	手諸 866 3,450	104,755

衛生研究所	健康衛生事務経費（運営経費） ・衛生研究所運営事務費 ・衛生研究所支所管理運営費	2,512	2,444	2.8%	0	手 諸	0 11	2,501	
	健康衛生事務経費（施設管理経費） ・衛生研究所運営事務費	50,023	52,031	-3.9%	0	手 諸	0 837	49,186	
	行政検査機器の更新等事業	23,083	22,890	0.8%	0	手 諸	0 0	23,083	
	衛生研究所一般事務費（経常行政経費）	12,489	9,969	25.3%	0	手 諸	60 700	11,729	
	一般依頼検査事業	227	227	0.0%	0	手 諸	227 0	0	
	調査研究事業	6,186	6,127	1.0%	4,500	手 諸	0 422	1,264	
	健康危機管理体制整備等事業	20,275	42,568	-52.4%	20,274	手 諸	0 0	1	
	新 衛生研究所再整備事業	16,991	0	-	0	手 諸	0 0	16,991	
	薬務課	試験検査精度管理事業	2,059	2,063	-0.2%	0	手 諸	579 1,480	0
		温泉の保護及び適正利用の推進	1,099	999	10.0%	0	手 諸	686 0	413
	健康衛生事務経費（運営経費） ・硫化水素含有温泉調査事業 ・北海道・東北ブロック温泉主管課長会議	20	185	-89.2%	0	手 諸	20 0	0	
	薬務総務事務経費（経常行政経費） ・温泉保護指導事業 ・可燃性ガス温泉対策事業	1,079	814	32.6%	0	手 諸	666 0	413	
	薬剤師の確保	1,575	0	-	0	手 諸	0 1,575	0	
	薬剤師確保対策事業	1,575	0	-	0	手 諸	0 1,575	0	
	「放射線と健康」の理解促進	1,998	3,062	-34.7%	1,998	手 諸	0 0	0	
	県民健康調査事業 ・県民健康調査事業支援経費 （うち「放射線と健康」理解促進事業）	1,998	3,062	-34.7%	1,998	手 諸	0 0	0	
	合 計	538,262	342,442	57.2%	153,605	手 諸	27,654 185,292	171,711	

※ 「・」は小事業名

※手：手数料 諸：諸収入・負担金・繰入金

II 令和6年度薬務行政概要

第1 薬 事

(概 況)

医療に欠かすことのできない医薬品・医療機器等の品質・有効性・安全性の確保を重点施策として、医薬品等に係る許可・承認事務、登録販売者試験の実施、薬事監視等の強化、医薬品の安全使用に係る知識の普及啓発、医薬分業の適正推進等、種々の事業を行った。また、本県は多くの医薬品・医療機器等の製造業を有していることから、県の基幹産業としてさらなる医療関連産業の集積を図るため、「次世代医療産業集積プロジェクト」を、平成18年度から商工労働部と連携して推進している。

まず、医薬品等の製造関係では、県内の製造業施設数は医薬品が40、体外診断用医薬品が2、医薬部外品が17、化粧品が28、医療機器が77の計164施設となっている。(前年度比増減無)。製造販売業者数は、医薬品が6、体外診断用医薬品が1、医薬部外品が2、化粧品が5、医療機器が25の計39施設となっている(前年度比増減無)。

医薬品等製造販売業及び製造業に係る許可・承認事務の進行管理及び審査の効率化・迅速化に関しては、本課に厚生労働省と直結した医薬品・医療機器申請・審査システムを整備し、医薬品等販売業関係(麻薬免許を含む。)では、本課と保健所を専用回線で結んだ薬務関係許可台帳管理システムを導入している。

また、高度な製造管理及び品質管理が要求される医薬品・医療機器分野におけるGMP/QMS調査関連業務を適正かつ円滑に実施するため、平成19年3月に「福島県GMP/QMS調査品質管理監督システム基準書」を制定し、調査員の認定制度を導入するなど、PIC/S加盟国に相応しい世界標準のGMP/QMS調査体制を構築している。

さらに、一般用医薬品の販売等に従事しようとする者の資質確認を目的とした登録販売者試験を、北海道・東北地区統一試験として実施している。令和6年度は、受験者が963名、合格者が457名となっている。

薬事監視体制については、保健所において監視指導を計画的に実施しているほか、適切な指導を行うため、県主催の薬事監視員研修会及び国や業界団体が開催する各種研修会を活用することにより、薬事監視員の資質向上を図っている。

次に、近年、高齢社会の到来や生活習慣病などを中心とした疾病構造の変化に伴い、健康への関心が一段と高まる中であって、いわゆる健康食品や健康機器等に関する消費者の苦情相談も増加傾向がみられることから、広告に対する監視指導により無承認無許可医薬品等の発見に努め、また、これらに対する正しい知識の啓発を図っている。

医薬分業の適正推進については、県薬剤師会と連携を図りながら、「かかりつけ薬剤師・薬局」の推進に努めた。また、県内には平成17年4月からは奥羽大学に薬学部が、平成19年4月からは医療創生大学(旧 いわき明星大)にも薬学部が開講されていることから、薬学生実務研修を視野に入れながら薬剤師の資質向上を図り、高度な医療提供の実現に向け適切な医薬分業を推進している。

2 薬局・医薬品販売業等の許可等事務処理件数

令和6年度

業 種	件 名	区 分					
		新 規 申 請	許 可 更 新 申 請	許 可 証 等 許 可 証 等 書 換 え 交 付 申 請	許 可 証 等 許 可 証 等 再 交 付 申 請		
薬 局	薬 局	13	68	3	1		
	地域連携薬局	12	72				
	専門医療機関 連携薬局(がん)	0	1				
医 薬 品 販 売 業	卸 売	16	59	3	1		
	店 舗						
	配 置	0	12				
	小 計	16	71				
	販売従事登録	245				34	10
	配置従事者 身分証明書	75				6	0
高度管理医療機器等 販売業貸与業	26	44	3	0			
再生医療等 製品販売業	0	1	0	0			
計	387	257	46	11			

3 登録販売者試験の実施

医薬品販売制度改革の改正薬事法のうち登録販売者にかかる部分が平成20年4月から施行され、北海道・東北地区の統一問題による試験を年1回実施した。

平成20年度

○ 第1回 H20.8.20実施 受験者数1,054名 合格者数550名 合格率52.2%

○ 第2回 H21.1.28実施 受験者数 660名 合格者数268名 合格率40.6%

平成21年度

○ H21.8.26実施 受験者数 588名 合格者数 172名 合格率29.3%

平成22年度

○ H22.8.25実施 受験者数 356名 合格者数 217名 合格率61.0%

平成23年度

○ H24.2.12実施 受験者数 976名 合格者数 314名 合格率32.2%

平成24年度

○ H24.8.22実施 受験者数 231名 合格者数 113名 合格率48.9%

平成25年度

○ H25.8.28実施 受験者数 316名 合格者数 180名 合格率57.0%

平成26年度

○ H26.8.27実施 受験者数 348名 合格者数 169名 合格率48.6%

平成27年度

○ H27.8.26実施 受験者数612名 合格者数 351名 合格率57.4%

平成28年度

○ H28.8.31実施 受験者数879名 合格者数 397名 合格率45.2%

平成29年度

○ H29.8.30実施 受験者数1,302名 合格者数 738名 合格率56.7%

平成30年度

○ H30.8.29実施 受験者数1,826名 合格者数 867名 合格率47.5%

令和元年度

○ R元.8.28実施 受験者数2,487名 合格者数 1,473名 合格率59.2%

令和2年度

○ R2.8.26実施 受験者数692名 合格者236名 合格率34.1%

令和3年度

○ R3.8.25実施 受験者数932名 合格者330名 合格率35.4%

令和4年度

○ R4.8.31実施 受験者数1,343名 合格者564名 合格率42.0%

令和5年度

○ R5.8.30実施 受験者数1,177名 合格者472名 合格率40.1%

令和6年度

○ R6.8.28実施 受験者数963名 合格者457名 合格率47.5%

● 合 計(平成20年度～令和6年度) 受験者数(16,742)名 合格者数(7,868)名 合格率(47.0%)

4 医薬品等製造販売業・製造業許可等取扱件数

令和6年度

区分	製造販売業						製造業						修理業						計			
	製造販売業許可更新	許可証書再交付	許可証書再交付	（業局）製造販売承認	変更届	製造販売届	製造業許可	適合性調査	区分変更許可	許可証書更新	許可証書再交付	変更届	廃止届	許可申請	許可更新	区分変更・追加許可	許可証書更新	許可証書再交付		変更届	廃止届	
医薬品	0	0	0	0	-	0	1	17	0	15	1	0	45	1								80
專業局	0	3	0	0	0	1	0	-	-	3	0	0	1	1								10
体外診断用医薬品	0	1	0	0	-	2	-	0	-	1	0	0	2	0								6
医薬部外品	0	0	0	0	-	2	-	0	0	0	5	0	0	23								30
化粧品	0	1	0	0	-	3	6	0	0	-	0	7	0	19	1							37
医療機器	1	6	1	0	-	9	-	1	4	-	22	2	1	28	5	2	36	2	1	0	63	4
計	1	11	1	0	0	17	6	2	5	17	0	53	3	1	118	8	2	36	2	1	0	63
																						4
																						351

5 医薬品等の生産等状況（令和6年集計）

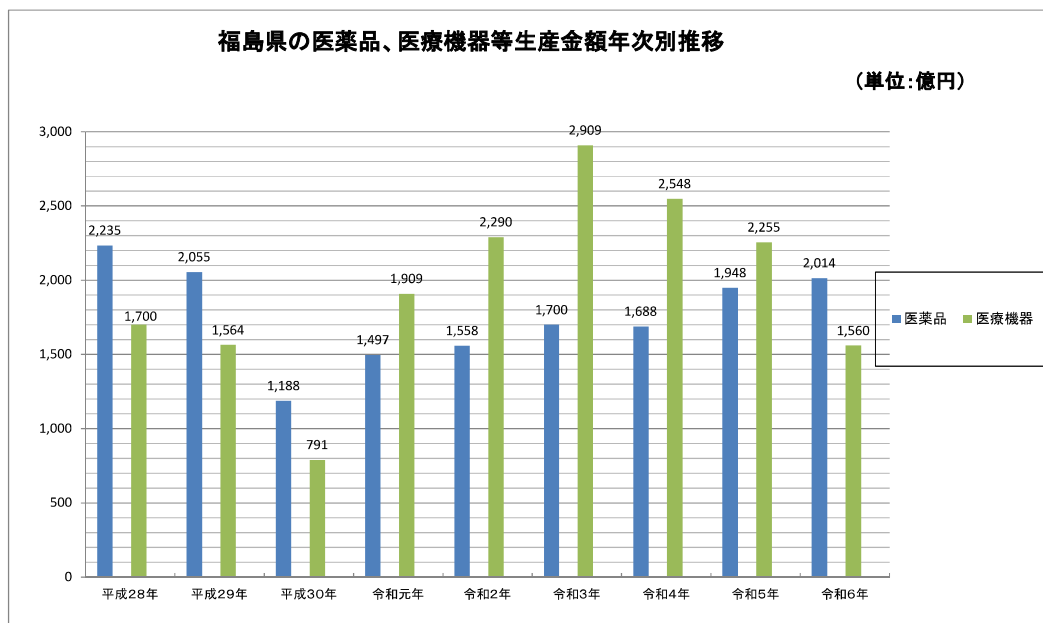
医薬品の生産金額（輸入を含む）は、対前年比約3.4%増加した。

医療機器の生産金額は、対前年比約30.8%減少した。

単位：百万円

区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
医薬品	製造金額	105,144	86,476	103,534	99,248	114,532	145,587	143,940	148,147	165,885	193,970	201,360
	輸入金額	94,503	106,709	119,979	106,232	4,280	4,117	11,843	21,884	2,948	835	-
	計	199,647	193,185	223,513	205,480	118,812	149,704	155,783	170,031	168,833	194,805	201,360
医療機器	製造金額	130,344	77,567	53,066	53,035	55,397	166,920	201,316	252,122	202,094	210,431	156,026
	輸入金額	63,423	61,500	116,910	103,387	23,726	23,976	27,680	38,806	52,666	14,991	2
	計	193,767	139,067	169,976	156,422	79,123	190,896	228,996	290,928	254,760	225,422	156,028

* 医薬品及び医療機器の生産金額（薬事工業生産動態統計調査）



6 薬事監視状況

全県（中核市を含む）の薬事関係営業者数は、7,498件であり、立入検査施設数（業務上取扱施設の立入検査を除く。）は867件、11.5%の立入監視率であった。監視率は前年度より上昇した。

違反発見施設数は228件であり、前年度の165件より63件増加した。

薬事許可業態別違反率（違反発見施設数／立入検査施設数）は、薬局（38.5%）、店舗販売業（41.2%）、卸売販売業（23.5%）であった。

違反内容別では、その他に係る違反、管理者に係る違反、構造設備の不備に係る違反が多かった。

(1) 医薬品等一斉監視指導

- ① 実施年月日 令和6年7月1日～令和6年12月27日
- ② 実施対象 医薬品等製造販売業者及び製造業者、薬局及び医薬品販売業者
- ③ 監視重点事項
 - (ア) 医薬品等製造業者に対するGMPの遵守状況
 - (イ) 医薬品等製造販売業者に対するGQP/GVPの遵守状況
 - (ウ) 法令遵守体制の整備を行っているか
 - (エ) 偽造医薬品流通防止のために適切な措置を講じているかどうか
 - (オ) 管理者が許可を受けずに他の薬事に関する実務に従事している事実の有無
 - (カ) 薬局機能情報の報告を適切に行い、その情報を薬局においても閲覧に供しているか
 - (キ) 濫用等のおそれのある医薬品の販売が適正に行われているか
- ④ 監視結果
立入検査施設数は製造業者等18件、薬局等117件であった。
16項目の不適があり、主には薬局等（構造設備や医薬品、帳簿、従業員等）の管理、開設者が遵守すべき事項等であった。
- ⑤ 収去検査
事例なし

(2) 医療機器等一斉監視指導

- ① 実施年月日 令和6年7月1日～令和6年12月27日
- ② 実施対象 医療機器等製造業者及び製造販売業者、医療機器修理業者及び販売業者等
- ③ 監視重点事項
 - (ア) 指定品目の製造業者に対するQMS実施状況
 - (イ) 指定品目の製造販売業者に対するQMS体制及びGVP実施状況
- ④ 監視結果
立入検査施設数は製造業者等17件、修理業者19件、販売業者等73件であった。
- ⑤ 収去検査
単回使用医療機器 1検体（無菌試験）

7 医薬品等の相談処理状況

一般社団法人福島県薬剤師会に医薬品等相談対応業務を委託した（月～金 14時～16時（祝日・年末年始を除く））。
処理状況は、次のとおりであった。

総処理件数27件ですべて一般住民からの相談であった。
内容としては医薬品の安全性、治療事項、医薬品一般に係る相談が多かった。

(1) 相談者区分

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
薬剤師	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般	3	2	0	4	3	1	0	5	2	1	4	2	27
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 相談内容区分

分類・区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
薬剤識別	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医薬品一般	0	0	0	1	0	1	0	1	2	1	1	1	8
治療事項	1	1	0	2	2	0	0	1	0	0	0	1	8
安全性	1	1	0	1	1	0	0	2	0	0	1	0	7
漢方・生薬・民間薬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
薬学的事項	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中毒・処置・公衆衛生	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
試験・検査・農薬・動物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療機器	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食品・栄養・健康食品・添加物	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
行政・保険	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	3
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	3	2	0	4	3	1	0	5	2	1	4	2	27

8 薬事審議会の開催状況

第78回福島県薬事審議会を開催し、次のとおり報告を行った。

内 容 月 日 ・ 場 所	事 項
令和7年1月29日 杉妻会館 3階石楠花 (オンライン併用)	報告事項 1 薬剤師確保対策について 2 認定薬局の認定状況について 3 大麻取締法等改正について

9 薬事関係講習会の開催状況

医薬品等製造販売業者・製造業者、薬局、医薬品販売業者等を対象として、関係法令等について十分な理解と認識を深めるため、各種講習会を開催するとともに、関係団体が開催する研修会等へ講師を派遣し、関係法令等の周知を図った。

名 称	開催年月日	対 象	参加人数	内 容
薬事研修会	令和6年5月12日	一般社団法人福島県薬剤師会会員	516名	最近の薬事行政の動向について
薬事講習会	令和6年5月21日	一般社団法人福島県医薬品配置協会会員	51名	「薬事関係法規・制度・関連法規」について
医療ガス安全講習会	令和6年7月19日	一般社団法人日本産業・医療ガス協会東北地域本部福島県支部会員	34名	医薬品としての医療ガスについて
三県合同医薬品等製造販売業者等講習会	令和6年10月24日 令和6年10月25日	医薬品等製造販売業者等	145名	「最近の薬事行政について」等
GMP・QMS研究会	令和6年11月8日	一般社団法人福島県薬事工業協会会員	31名	GMP適合性調査等における指摘事例について
認知症対応力向上研修会	令和7年1月19日	県内の薬局等に勤務する薬剤師	176名	※（一社）福島県薬剤師会に委託
認知症対応薬局研修会	令和7年2月9日	県内の薬局等に勤務する薬剤師	42名	※（一社）福島県薬剤師会に委託

10 国有ワクチン供給状況

品目	年度						元	2	3	4	5	6
	20	21	22	23	24	25						
ガスエソウマ抗毒素	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-
ボツリヌスウマ抗毒素	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-
ジフテリアウマ抗毒素	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乾燥組織培養不活性化狂犬ワクチン	-	-	-	-	-	4	-	4	-	-	-	-

※平成25年度までは、県において「乾燥ガスエソウマ抗毒素」を国から購入し備蓄していたが、需要頻度が低いこと、また、東北地区の国有ワクチン等保管場所が隣県のため随時搬送可能であることから、平成26年度以降、県は国有ワクチン等を備蓄していない。

11 医薬分業の状況

本県における医薬分業の状況を処方せんの取扱状況でみると、昭和49年以降急速に増加した。平成19年以降の処方せんの発行枚数はほぼ横ばいとなっている。

また、処方せん受取率で見ると、全国平均が82.1%であるのに対し、本県は86.5%で全国10位であった。

年次別処方せん取扱い状況

年次	処方せん枚数	請求金額	取扱薬局数	保険薬局数
47	9,731	7,587,563	30	
48	7,930	5,982,264	20	
49	16,403	18,910,936	56	
50	72,713	109,740,520	74	290
51	148,190	279,778,949	107	304
52	330,510	712,185,874	129	316
53	429,016	994,777,261	114	331
54	560,473	1,370,611,860	116	361
55	854,085	2,280,768,895	144	371
56	1,048,772	2,855,203,130	151	378
57	1,250,432	3,500,618,800	181	394
58	1,296,057	3,888,162,983	166	393
59	1,213,195	3,601,710,445	165	385
60	1,236,618	3,749,842,361	162	384
61	1,187,357	3,991,450,072	140	381
62	1,238,188	4,311,772,547	148	372
63	1,311,165	4,705,295,198	144	376
H元	1,294,650	4,968,057,470	150	376
2	1,446,701	5,614,242,876	156	376
3	1,457,780	6,045,516,984	161	379
4	1,636,629	7,041,571,189	174	389
5	2,054,466	9,226,011,438	199	426
6	2,738,671	13,719,252,718	293	450
7	3,756,618	20,127,856,054	376	471
8	4,360,115	24,758,959,800	409	489
9	5,109,581	29,016,953,260	475	537
10	6,469,722	37,356,167,250	543	592
11	7,971,617	46,514,733,940	583	641
12	9,327,477	55,611,156,920	629	678
13	9,756,960	60,886,217,420	660	701
14	10,317,647	65,391,550,000	686	737
15	10,391,697	72,316,170,000	703	754
16	10,857,584	78,281,720,000	741	793
17	11,421,224	84,701,190,000	771	798
18	11,599,015	85,786,980,000	798	826
19	12,075,183	92,447,620,000	811	836
20	12,121,792	96,251,540,000	831	859
21	12,243,662	103,149,360,000	835	862
22	12,323,901	105,051,020,000	849	864
23	12,240,181	108,763,110,000	808	861
24	13,099,843	114,550,170,000	820	867
25	12,806,387	118,546,000,000	832	875
26	12,761,334	118,982,680,000	845	879
27	12,746,921	126,360,460,000	847	878
28	12,909,464	120,722,800,000	863	886
29	12,637,376	121,114,960,000	853	873
30	12,086,615	116,306,930,000	850	860
R元	12,664,712	117,931,660,000	867	864
R2	11,464,493	113,172,810,000	874	868
R3	11,613,232	113,467,390,000	879	875
R4	11,379,320	112,513,350,000	893	886
R5	11,886,513	117,306,220,000	896	883
R6	12,012,086	121,188,170,000	911	898

請求金額については、平成14年から日本薬剤師会調べ「保険調剤の動向（速報値）」の年度報（3月～2月）を参考値として記載

保 健 所 別 処 方 せ ん 取 扱 い 状 況

保健福祉 事務所名	処方せん枚数	構成比率	取扱薬局数	保険薬局数 ※	在宅薬剤 管理指導
	枚	%			
県 北	3,168,459	26.4%	263 (270)	263	251
県 中	3,359,660	28.0%	221 (224)	221	206
県 南	689,676	5.7%	48 (51)	48	46
会 津	1,489,656	12.4%	113 (113)	113	107
南 会 津	59,178	0.5%	7 (7)	7	7
相 双	768,724	6.4%	56 (56)	57	53
い わ き 市	2,476,733	20.6%	190 (190)	190	178
計	12,012,086	100.0%	898 (911)	899	848

() 内は薬局総数、R6. 12. 31現在

※保険薬局数： 保険指定薬局数（東北厚生局福島事務所調べ）

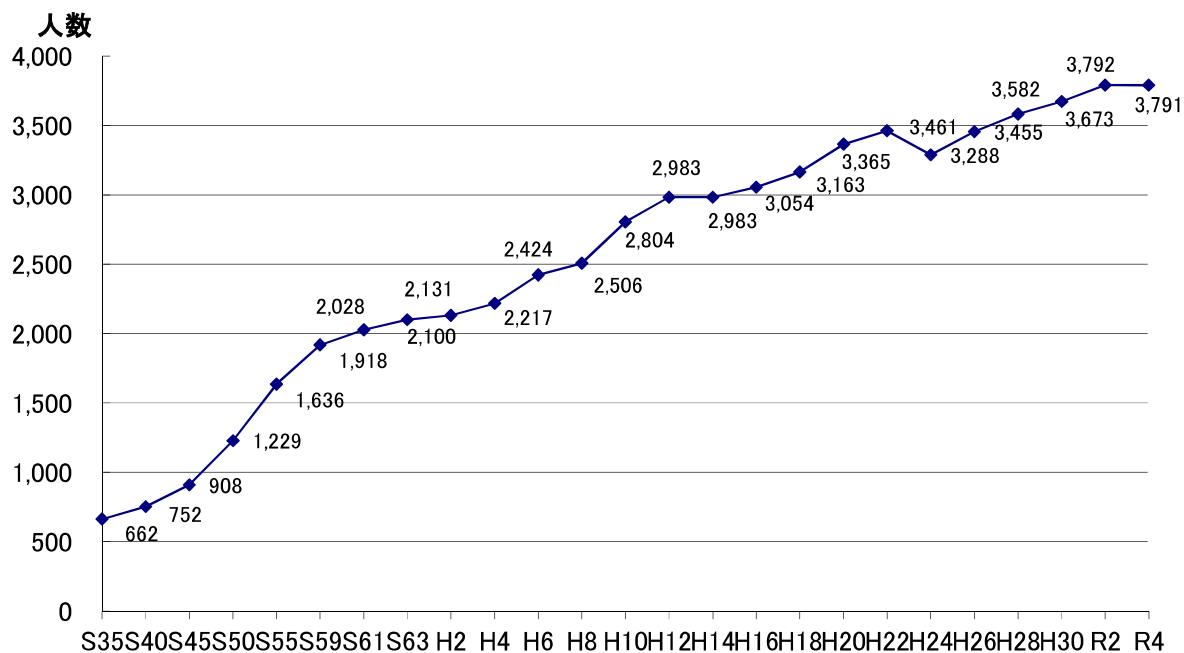
14 薬と健康の週間の事業状況

行政と薬事7団体で構成する福島県くすりの週間実行委員会の共催で本事業を実施しているが、令和6年度は、相馬地区及びいわき地区を重点地区と定め、ポスターの掲示及びリーフレットを配布し、薬の飲み方や健康サポート薬局等について啓蒙普及を図った。

15 薬事関係表彰

表彰区分	氏名又は団体名	所属	功 労 名	月 日
大臣表彰	—	—	—	—
知事表彰	三好 正人	県薬剤師会	薬事衛生功労	令和6年5月21日
知事感謝状	赤津 雅美	県薬剤師会	薬事衛生功労	令和7年1月24日
	桜井 利彦	県薬剤師会		
	小室 幹男	県病院薬剤師会		

12 県内薬剤師の状況



13 医薬品等安全対策としての情報提供体制

医薬品等の安全確保のため、昭和53年度から「福島県医薬品情報委員会」を設置し、県内医療機関、薬局等に対し、「福島県医薬品情報」を伝達してきたが、平成10年度にそれを廃止し、一般社団法人福島県薬剤師会に対し医薬品情報をリアルタイムで入手できるFAXBOXシステムの設備整備補助を行った。

- (1) 情報の提供対象
医療機関、薬局、行政機関等各関係機関、各関係団体、一般
- (2) 情報提供を行う施設
一般社団法人福島県薬剤師会薬事情報センター
- (3) 提供する情報の種類
 - 緊急安全情報
 - 医薬品使用上の注意改訂情報
 - 新医薬品情報
 - 厚生労働省医薬品安全性情報
 - 新添付文書
 - トピックス等

なお、医薬品等の安全性情報については、様々な報告制度を通じて、厚生労働省で情報の収集、評価及び行政措置を一元化して行っており、この内容を厚生労働省、PMDA等からのメール、メーカーからの文書等により情報を入手し、関係団体に情報提供しているところである。

16 災害時医薬品等の備蓄供給体制

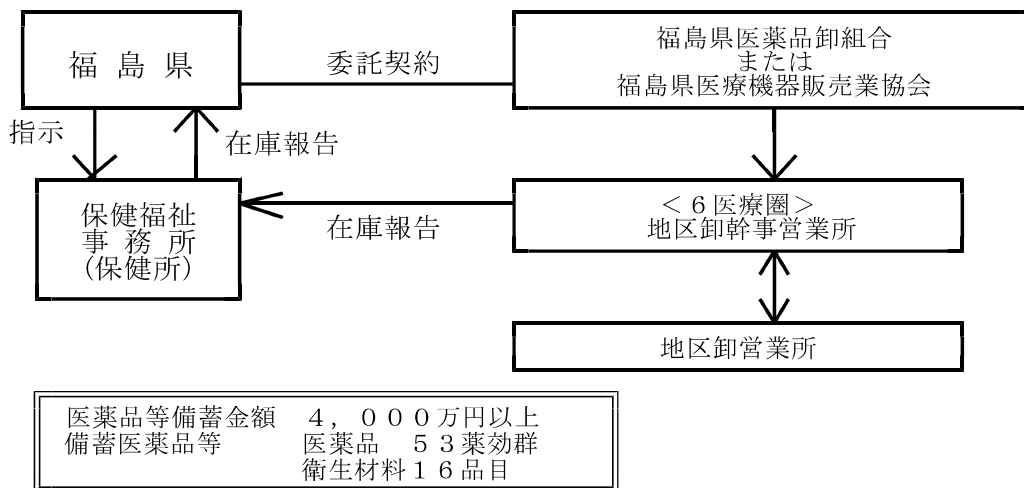
平成7年1月17日に発生した阪神淡路大震災を教訓として、災害時発生の初動期（1～3日）に必要とされる医薬品等を、医薬品については県医薬品卸組合と、また、平成23年度より衛生材料については県医療機器販売業協会と委託契約を行い、県内6地区（南会津地区は会津地区に含む。）に備蓄している。

東日本大震災の際には、震災当日から当該供給体制により各医療機関、救護所、医療チーム等に対して医薬品等の供給（3/11～9月末まで計540回）を行った。

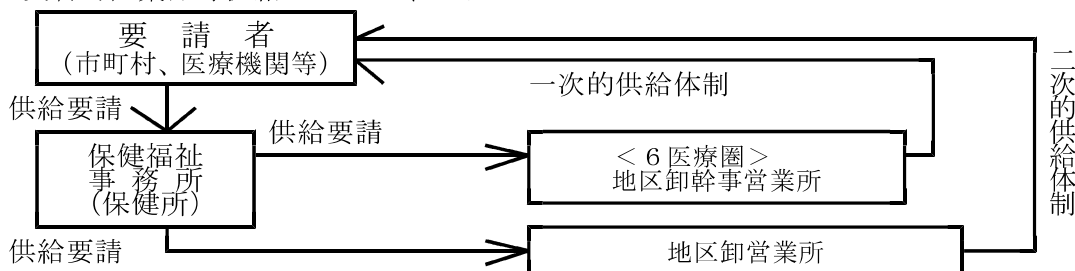
また、福島県薬剤師会と「災害時における医療救護活動についての協定」を締結したことに伴い、発災後、医薬品集積所における仕分け作業、救護所における調剤、医療チームに同行しての服薬指導等の医療救護活動（3/18～8月末まで延べ2,788名）を行った。

平成26年5月27日には、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東北地域本部医療ガス部門福島県支部（現 一般社団法人日本産業・医療ガス協会東北地域本部福島県支部）と「災害時における医療ガス等の供給に関する協定」を締結し、災害時の医療ガス等の供給協力体制を構築した。

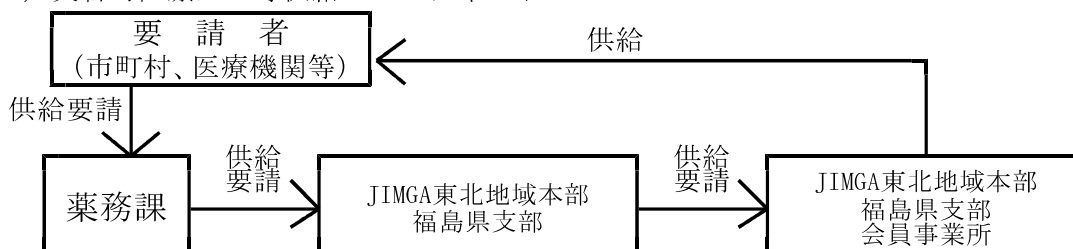
(1) 災害時医薬品等備蓄フローチャート



(2) 災害時医薬品等供給フローチャート



(3) 災害時医療ガス等供給フローチャート



(4) 災害時医薬品備蓄体制

地 区	卸幹事営業所	卸営業所数(卸幹事含む)
県 北	(株)スズケン福島支店	5
県 中	東北アルフレッサ(株)郡山物流センター	5
県 南	(株)バイタルネット白河支店	3
会 津	東邦薬品(株)会津営業所	5
相 双	東北アルフレッサ(株)南相馬支店	3
いわき	(株)メディセオいわき支店	5
合 計		26営業所

(5) 災害時備蓄医薬品の薬効分類群等

- ① 内服薬(13剤) ② 注射薬(26剤) ③ 輸液(5剤)
 ④ 外用薬(8剤) ⑤ 防疫用薬剤(1剤)

(6) 災害時衛生材料備蓄体制

地 区	卸幹事営業所	卸営業所数(卸幹事含む)
県 北	エクスターメディカル(株)	3
県 中	(株)エヌジェイアイ	3
県 南		
会 津	(株)三陽 会津営業所	2
相 双	(株)日東 福島支社	1
いわき	(株)三陽 いわき営業所	3
合 計		12営業所

(7) 災害時備蓄衛生材料

- ① 衛生材料(16品目)

(8) 災害時医療ガス等供給体制(協定)

地 区	事 業 者	会 員 事業所数
全 県	(一社)日本産業・医療ガス協会東北地域本部福島県支部(※)	47

(※) 略称：(一社) J I M G A東北地域本部福島県支部

福島県災害時医薬品等備蓄品目表 (医薬品53薬効群・衛生材料16品目)

1. 内服薬 (13剤)

No.	薬効分類 (薬効分類番号)	No.	薬効分類 (薬効分類番号)
1	催眠鎮静剤・抗不安剤 (112) (T)	8	消化性潰瘍用剤 (232) (T)
	催眠鎮静剤・抗不安剤〔シロップ等〕 (112) (mL)		消化性潰瘍用剤 (232) (包)
2	解熱・鎮痛・消炎剤 (114) (T)	9	整腸剤 (231) (包)
	解熱・鎮痛・消炎剤〔シロップ等〕 (114) (mL)	10	止瀉剤 (231) (T)
3	総合感冒剤 (118) (包)	11	抗生物質製剤 (613) (T)
	総合感冒剤〔小児用〕 (118) (包)		抗生物質製剤〔シロップ用剤〕 (613) (包)
4	不整脈用剤 (212) (T)	12	合成抗菌剤 (624) (T)
5	血圧降下剤 (214) (T)	13	抗ウイルス剤 (625)
6	血管拡張剤 (217) (T)		タミフル・ドライシロップ (本)
7	気管支拡張剤 (225) (T)		
	気管支拡張剤〔シロップ等〕 (225) (mL)		

2. 注射薬 (26剤)

No.	薬効分類 (薬効分類番号)	No.	薬効分類 (薬効分類番号)
1	催眠鎮静剤・抗不安剤 (112)	14	制吐剤 (239)
2	抗てんかん剤 (113)	15	副腎ホルモン剤 (245)
3	解熱・鎮痛・消炎剤 (114)	16	インスリン〔速効・中間・持続性〕 100単位/mL (249)
			17
4	鎮痙剤 (124)	18	電解質補液 ナトリウム (331)
5	強心剤 (211)	19	電解質補液 カルシウム (321)
6	不整脈用剤 (212)	20	止血剤 (332)
7	利尿剤 (213)	21	血液凝固阻止剤 (333)
8	血圧降下剤 (214)	22	解毒剤 (392)〔炭酸水素ナトリウム〕
9	血管拡張剤 (217)	23	酵素製剤 (395)〔ウロキナーゼ製剤〕
10	呼吸促進剤 (221)	24	抗ヒスタミン剤 (441)
11	気管支拡張剤 (225)	25	抗生物質製剤 (61)
12	消化性潰瘍用剤 (232)	26	抗破傷風人免疫グロブリン (634)
13	腸管運動機能亢進剤 (239)		

3. 輸液 (5剤)

No.	薬効分類 (薬効分類番号)	No.	薬効分類 (薬効分類番号)
1	5%ブドウ糖液 (323)		輸液 (人工透析液を含む)
2	50%ブドウ糖液 (323)	4	電解質輸液開始液
3	生理食塩水 (331)	5	電解質輸液維持液

4. 外用薬 (8剤)

No.	薬効分類 (薬効分類番号)	No.	薬効分類 (薬効分類番号)
1	外皮用殺菌消毒剤 (261)	5	滅菌精製水 (713)
2	うがい薬 (226)	6	催眠鎮静剤・抗不安剤坐薬 (112)
3	止痒軟膏 (264)	7	解熱・消炎・鎮痛剤坐薬 (264)
4	火傷用軟膏 (263)	8	消炎・鎮痛パップ剤 (264)

5. 防疫用薬剤 (1剤)

No.	薬効分類 (薬効分類番号)
1	防疫用殺菌消毒剤 (732)

6. 衛生材料 (16品目)

No.	薬効分類 (薬効分類番号)	No.	薬効分類 (薬効分類番号)
1	副木材料 (金属製可)	9	注射筒 (針付)
2	三角巾	10	インスリン注射筒 100単位/mL用
3	清浄綿	11	点滴輸液セット
4	脱脂綿 (カット綿)	12	手袋 ラテックス (パウダーフリー)
5	伸縮包帯	13	サージカルマスク
6	救急絆創膏	14	メディカルキャップ
7	サージカルテープ	15	血圧計
8	ガーゼ	16	体温計

第 2 毒 物 劇 物

(概 況)

毒物劇物については、事件事故等による健康被害の発生を未然に防止し、県民の安心安全を確保するため、毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物営業者に対する立入検査を計画的に実施している。

1 毒物劇物営業者数（保健所別）

令和7年3月31日現在

	毒 物 劇 物									特 定 毒 物 研 究 者	合 計
	製 造 業	輸 入 業	販 売 業			業務上取扱者					
一 般			農 業 用	特 定	め電 つ き 業 気	熱金 処 理 業 属	運 送 業	防し ろ あ り	除 業 り		
県 北	3	3	41	38	5	0	0	0	0	7	94
県 中	15	0	28	53	2	2	1	0	0	6	107
県 南	4	0	35	38	2	1	0	1	0	0	81
会 津	7	0	74	47	2	3	0	1	0	1	135
南会津	1	0	4	12	1	0	0	0	0	0	18
相 双	10	2	52	27	0	3	0	3	0	1	96
薬務課	24	4	—	—	—	—	—	—	—	—	28
小計	64	9	234	215	12	9	1	5	0	15	564
福島市	—	—	99	21	3	0	0	0	0	—	123
郡山市	—	—	183	32	7	7	1	12	0	—	242
いわき市	—	—	141	21	2	5	0	28	0	10	207
小計	—	—	423	74	12	12	1	40	0	10	572
合計	64	9	657	289	24	21	2	45	0	25	1,136

2 毒物劇物販売業登録等の事務処理件数

令和6年度

業種	件名	新 規	登 録 更 新	登録票		計
				書 換 交 付	再 交 付	
毒物劇物販売業		14	61	0	1	76
業務上届出事業場		1				1
特定毒物研究者		1				1
毒物劇物取扱者試験合格者				3	16	19
計		16	61	3	17	97

3 毒物劇物製造業(輸入業を含む)登録等の取扱件数

令和6年度

	申 請				届 出			申 請 ・ 届 出 の 計	
	新 規 登 録	登 録 変 更	登 録 更 新	登 録 票 書 換 交 付	再 交 付	変 更 届 (取 扱 責 任 者 の 他)	又 業 は 務 休 止		
件数	3	5	10	0	1	12	14	0	45

4 毒物劇物監視状況

本県では、毒物劇物製造業者、輸入業者、販売業者等に立入検査を実施し、毒物劇物の保管管理状況、製品の表示、危害防止規定に基づく保安点検の実施状況、譲渡手続、保管管理状況、人事異動等に伴い取扱責任者が不在となっていないか等を重点的に監視した。

また、大規模自然災害に伴い毒物劇物の流出事故が発生していることから、日頃の在庫管理に加えて、地域のハザードマップ等を考慮した保管管理を行うよう指導した。

令和6年度における毒物劇物関係の登録及び届出数は1,113件(中核市を含む)であり、登録及び届出施設に対する立入検査施設数は271件(法第22条第5項の者を除く。)、立入監視率は19.7%であった。

違反発見施設は64件(法第22条第5項の者を含む。)であり、前年度より1件減少した。

登録業態別違反率(違反発見施設数/立入検査施設数)は、一般販売業22.8%、農薬用品目販売業35.1%、特定品目販売業33.3%であった。

違反内容別では、その他、取扱違反、譲渡手続違反の順に多かった。

5 毒物劇物取扱者試験

○月日 令和6年9月4日

○場所 ビッグパレットふくしま（郡山市南二丁目52番地）

区 分	出 願 者	受 験 者	合 格 者	合 格 率	
令和6年	一 般	309人	292人	46人	15.8%
	農 業 用 品 目	86人	83人	3人	3.6%
	特 定 品 目	6人	6人	0人	0.0%
	計	401人	381人	49人	12.9%
平成11年	302	285	122	42.8	
平成12年	299	281	114	40.6	
平成13年	346	330	126	38.2	
平成14年	253	243	97	39.9	
平成15年	298	288	102	35.4	
平成16年	345	332	94	28.3	
平成17年	369	353	98	27.8	
平成18年	420	407	107	26.3	
平成19年	421	403	111	27.5	
平成20年	443	427	134	31.4	
平成21年	436	425	129	30.4	
平成22年	493	482	140	29.0	
平成23年	370	350	98	28.0	
平成24年	468	450	81	18.0	
平成25年	470	454	110	24.2	
平成26年	431	411	125	30.4	
平成27年	450	425	125	29.4	
平成28年	506	472	111	23.5	
平成29年	433	406	112	27.6	
平成30年	457	433	132	30.5	
令和元年	499	475	131	27.6	
令和2年	429	410	86	21.0	
令和3年	355	334	71	21.3	
令和4年	378	355	71	20.0	
令和5年	433	408	96	23.5	
令和6年	401	381	49	12.9	

6 毒物劇物関係講習会開催状況

毒物劇物製造・販売業者等を対象とし、関係法令等について十分な理解と認識を深めるため、例年、講習会を開催している。

名 称	開催年月日 開催場所	対 象	参 加 人 数	内 容
農薬危害防止 講習会	令和6年7月8日 郡山市	毒物劇物販売 業者等	192名	「農薬の適正使用」 「毒物及び劇物取締法について」 「河川等周辺環境に配慮した農薬使用に ついて」
	令和6年7月10日 郡山市		99名	「農薬適正使用をめぐる情勢について」

第3 麻薬・大麻・あへん・覚醒剤等

(概 況)

覚醒剤等の薬物事犯は依然として跡を絶たず、しかも覚醒剤不正使用者が暴力団員など特定階層の者から一般住民に及んでいる状況にある。

このことを踏まえ、県下16地区薬物乱用防止指導員地区協議会を中心として、地域に根差した薬物乱用防止啓発活動を実施するとともに、麻薬及び向精神薬取扱者、覚醒剤等取扱者、大麻栽培者等に対する立入検査を実施し、乱用薬物の不正流出防止を図った。

1 麻薬取扱者数（保健所別）

令和7年1月1日現在

区 分	麻 薬 卸 業 者	麻 薬 小 売 業 者	麻 薬 施 用 者				麻 薬 管 理 者	麻 薬 研 究 者	合 計
			医 師	歯 科 医 師	獣 医 師	小 計			
総 数	27	809	3,683	83	74	3,840	289	27	4,992
県 北	6	235	1,359	24	21	1,404	83	20	1,748
県 中	6	195	994	42	23	1,059	81	2	1,343
県 南	2	44	189	1	6	196	16	1	259
会 津	5	104	417	7	4	428	36	1	574
南会津	0	7	20	0	1	21	4	1	33
相 双	3	49	189	4	4	197	18	0	267
いわき	5	175	515	5	15	535	51	2	768

2 大麻栽培者・栽培面積（年次別）

	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年
栽培者数（人）	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2
総面積（a）	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	3.1	2.5	2	2.0

3 大麻・けし抜去本数推移

	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年
大 麻（本）	10,433	325	842	51	25	20	24	0	5	2
け し（本）	11,656	14,590	11,486	2,691	13,654	12,531	3,331	6,837	32,465	27,763

4 麻薬関係立入検査状況

(令和6年)

業 種	項 目	R6・12・31現在 対象・業務所数	立入検査箇所数	違反・業務所数	違 反 内 容							措 置		
					処方せんの交付・施用	譲渡証・譲受証	管理・保管	帳簿	施用に関する記録	その他	計	送致・業務停止	始末書	その他
家庭麻薬製造業者		1												
麻薬卸売業者		27	13	1				1			1			1
麻薬小売業者		808	302	20			6	9		5	21		1	20
麻薬診療施設	病院	119	130	11	3		4	2	3		12			11
	一般診療所	542	24	5	2		2	1			5			5
	歯科診療所	6												
	飼育動物診療施設	69	2											
麻薬研究所		27	1											
けし研究所														
大麻栽培者		2	6											
大麻研究者		8	1											
計		1,609	479	37	5	0	12	13	3	5	39	0	1	37

5 覚醒剤関係立入検査状況

(令和6年)

業種	項目	対象・業務所数 R6・12・31現在	立入検査箇所数	違反・業務所数	違反内容					措置		
					廃棄	管理・保管	所持・使用	帳簿	その他	計	始末書	その他
覚せい剤	覚醒剤施用機関 (大臣指定)	1										
	覚醒剤施用機関 (知事指定)	4	2									
	覚醒剤研究者	13	1	1					1			1
覚せい剤原料	覚醒剤原料製造業者											
	覚醒剤原料取扱者	28	5									
	覚醒剤原料研究者	7	1									
	薬局	912	148	13		8	0	2	5	15		15
	病院・診療所	2,307	116	1		1				1		1
	飼育動物診療施設	262										
計		3,534	273	15	0	9	0	2	5	17	0	17

6 向精神薬関係立入検査状況

(令和6年)

業種	項目	対象・業務所数 R6・12・31現在	立入検査箇所数	違反・業務所数	違反内容					措置		
					譲渡し等	廃棄	保管・管理	記録	その他	計	始末書	その他
	向精神薬輸入業者	1										
	向精神薬製造製剤業者	4										
	免許みなし卸売販売業者	177	6	1			1			1		1
	免許みなし薬局	912	180	5		1	2	3		6		6
病院等	病院	127	105	3		1	1	2		4		4
	一般診療所	1,373	22	1				1		1		1
	歯科診療所	807	13									
	飼育動物診療施設	262										
	向精神薬試験研究施設	21										
計		3,684	326	10	0	2	4	6	0	12	0	12

7 大麻・けし抜去状況（令和6年度）

総本数		
○ けし		27,763 本
あへん法違反 始末書		6 件
嚴重注意		37 件
自生		8 件
○ 大麻		2 本

		けし抜去	大麻抜去
県	北	6,908 本	0 本
県	中	8,655 本	0 本
県	南	2,100 本	0 本
会	津	570 本	0 本
南	会津	0 本	0 本
相	双	1,451 本	2 本
い	わき市	8,079 本	0 本

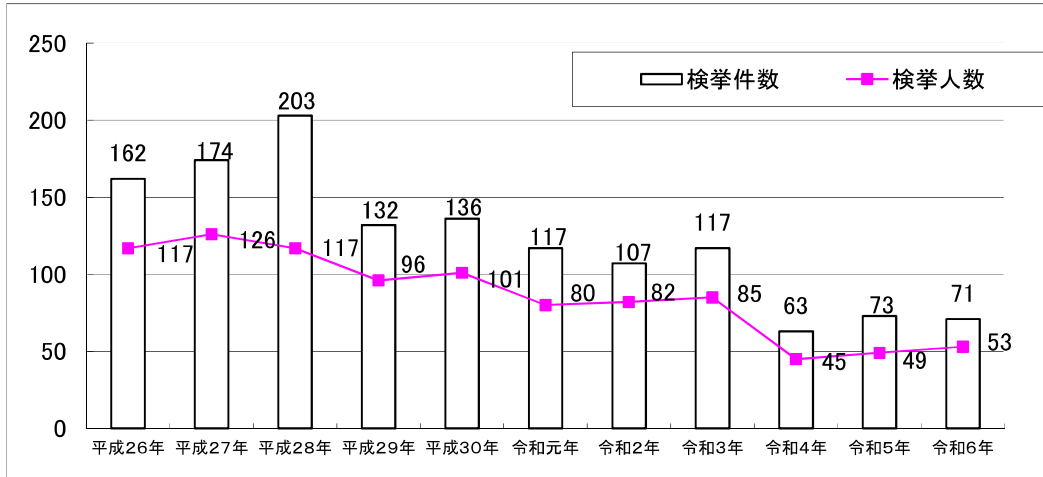
大麻・けし抜去状況（過去5年間）

	元年度		2年度		3年度		4年度		5年度	
	けし	大麻	けし	大麻	けし	大麻	けし	大麻	けし	大麻
県北	5,812	0	1,521	0	0	0	3,872	0	9,801	0
県中	5,705	0	5,168	0	2,639	0	2,433	0	18,000	0
県南	1	0	2,189	0	614	0	0	0	50	0
会津	1,780	0	2,820	0	0	0	11	0	3,143	0
南会津	0	0	461	0	0	0	0	0	0	0
相双	116	25	100	20	63	24	4	0	1,233	5
いわき市	240	0	272	0	15	0	517	0	238	0
計	13,654	25	12,531	20	3,331	24	6,837	0	32,465	5

8 県内の薬物乱用の状況

(1) 覚醒剤事犯の年次別検挙状況

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
検挙件数	162	174	203	132	136	117	107	117	63	73	71
検挙人数	117	126	117	96	101	80	82	85	45	49	53



(2) シンナー・ボンド等乱用者の検挙状況

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
検挙人数	3	5	6	4	6	5	0	1	0	2	3

(3) 指定薬物(危険ドラッグ)事犯の検挙状況

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
検挙人数	10	4	5	0	0	0	1	0	0	0

(県警組織犯罪対策課資料より)

9 薬物乱用防止関係事業の状況

令和6年における県内の覚醒剤事犯検挙者数は53名であり、前年に比べ4名増加し、依然として薬物事犯の半数以上を覚醒剤が占めている。また、大麻事犯検挙者数は近年増加傾向にあるなど薬物汚染の広がりが懸念されている。

そうした中で、薬物に対する正しい知識を広く県民に啓発するため、薬物乱用防止指導員や関係団体の協力を得て、「ダメ。ゼッタイ。」福島県普及運動や麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動を実施した。

また、若年層による薬物乱用防止意識向上事業、大学生ボランティアによる企画・運営により、同世代の若者を主なターゲットとした資材作成や街頭キャンペーン等を実施した。

若年層への普及啓発事業としては、本年度も薬物乱用防止教室の開催や、街頭啓発等を実施している。

(1) 薬物乱用防止教室の実施状況

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施学校数	254	119	115	108	139	144
受講者数	22,299人	8,853人	7,920人	8,423人	10,233人	12,233人

(2) 保健所における薬物相談窓口の実績

各保健所に薬物相談窓口を設置し、覚醒剤等薬物乱用の予防啓発の観点から覚醒剤等乱用に関する一般的な相談に応じた。

年度	令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	シン	覚	他	シン	覚	他	シン	覚	他	シン	覚	他	シン	覚	他	シン	覚	他
件数	0	1	0	0	1	1	0	1	3	0	1	3	3	1	3	0	1	5
計	1			2			4			4			7			6		

(3) 薬物乱用防止指導員の表彰

- 厚生労働大臣感謝状の贈呈
小西 健司 (いわき地区)
- 厚生労働省医薬・生活衛生局長感謝状の贈呈
高橋 久子 (安達地区) 竹貫 義英 (石川地区) 瀬倉 清彦 (会津若松地区)
- 福島県薬物乱用防止指導員連合協議会長表彰状の贈呈
手塚 佳子 (福島地区) 小野 正栄 (伊達地区) 小林 てる子 (郡山地区)
渡邊 新一 (田村地区) 鈴木 美佐子 (須賀川地区) 川音 康子 (白河地区)
松本 義勝 (東白川地区) 前川 健 (会津若松地区) 江川 アヤ子 (喜多方地区)
小池 孝子 (両沼地区) 後藤 義昭 (相馬地区) 志賀 英信 (いわき地区)

(4) 若年層による薬物乱用防止意識向上事業

- ① ヤング健康推進員育成事業
 - ア 大学生ボランティア募集 応募人数9名
 - イ 研修会 計2回開催
- ② 啓発事業
 - ア 啓発活動企画会議
 - ・啓発活動及び啓発資材の企画
 - ・作成した啓発資材：エコバッグ、付箋 等
 - イ 啓発活動の実施
 - ・学内の新入生に対する違法薬物に係るセミナーの実施
 - ・郡山地区6・26ヤング街頭キャンペーンへの参加 (イオンタウン郡山) 他

第 4 血 液

(概 況)

令和 6 年度は、献血目標量 31,421 L に対して 33,151.44 L の実績となり、達成率は 105.5% と目標を達成することができた。

献血種別ごとの目標量に対する達成率は、200 mL 献血で 177.8%、400 mL 献血で 100.3%、血漿成分献血で 112.9%、血小板成分献血で 114.7% であった。

平成 22 年度に 92,329 人であった献血人数は、平成 23 年度には東日本大震災の影響により 78,548 人にまで減少した。平成 24 年度には 91,657 人に戻ったものの、その後は減少を続け、平成 30 年度には 76,948 人となり、令和元年度以降はほぼ横ばいの状態で、令和 6 年度は 74,212 人となっている。

一方、平成 22 年度に 54,315 人であった 400 mL 献血人数は、平成 23 年度に 44,094 人に減少したが、平成 26 年度までは年々増加し、58,782 人となった。しかし、その後は減少に転じ、令和 2 年度には 50,598 人に減少、それ以降はほぼ横ばいの状態で、令和 6 年度は 50,752 人となっている。

血液製剤の製造については、平成 24 年 4 月から日本赤十字社東北ブロック血液センター（宮城県仙台市）に集約されている。

令和 6 年度の血液製剤の供給数は、241,078 単位（200 mL 単位換算）であり、前年比で 104.0% の実績となっている。内訳は、赤血球製剤 103,699 単位、血漿製剤 27,669 単位及び血小板製剤 109,710 単位であった。

若年層の献血者確保の一環として平成 15 年から始めたジュニア献血ポスターコンクールは、県内 36 中学校から 94 点の応募があり、最優秀作品 1 点、優秀作品 2 点及び入選作品 8 点を選定した。このうち、最優秀作品及び優秀作品を掲載したポスターを県内全中学校へ配布し、献血思想の普及啓発を図った。

また、本県では医療機関における血液製剤の適正使用を図るため、昭和 61 年度より血液製剤使用適正化普及事業を推進しており、福島県合同輸血療法委員会と連携して委員会を開催し、血液製剤の使用適正化に向けた協議を行った。

1 献血・供給状況

(1) 献血状況

令和6年度

区 分	200mL献血	400mL献血	成分献血	合 計
目 標 (L)	232.00	20,245.00	10,944.00	31,421.00
実 績 (L)	412.40	20,300.80	12,438.24	33,151.44
達 成 率 (%)	177.8	100.3	113.7	105.5
構 成 比 (%)	1.2	61.2	37.5	100.0

(2) 供給状況

令和6年度

献血方法		200mL献血由来	400mL献血由来	成分献血由来	合計 (バッグ)	200mL 単位換算	構成比 (%)
製剤別	照射人全血液 - LR	0	0	0	0	0	0.0
赤血球	照射赤血球液 - LR	1,987	50,914	0	52,901	103,815	45.3
	照射洗浄赤血球液 - LR	0	33	0	33	66	0.0
	照射解凍赤血球液 - LR	0	0	0	0	0	0.0
	照射合成血液 - LR	0	0	0	0	0	0.0
小 計		1,987	50,947	0	52,934	103,881	45.4
新鮮凍結血漿 - LR		229	11,566	1,077	12,872	24,949	10.9
照射濃厚血小板 - LR		0	0	10,927	10,927	100,160	43.7
合 計		2,216	62,513	12,004	76,733	228,990	100.0

2 月別及び施設別の献血状況

(1) 月別

令和6年度

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
200mL	117	100	282	191	153	150	202	176	287	192	88	124	2,062
400mL	4,415	4,482	4,073	4,146	4,104	4,011	4,314	4,374	4,431	4,422	3,922	4,058	50,752
成 分	1,695	1,715	1,877	1,807	1,861	1,749	1,800	1,785	1,810	1,729	1,761	1,809	21,398
合 計	6,227	6,297	6,232	6,144	6,118	5,910	6,316	6,335	6,528	6,343	5,771	5,991	74,212

(人)

(2) 施設別

令和6年度

区 分	移動採血車	血液センター	郡山駅出張所	合 計
200mL	1,509	105	448	2,062
400mL	38,205	5,519	7,028	50,752
成 分	—	11,410	9,988	21,398
合 計	39,714	17,034	17,464	74,212

(人)

3 高等学校献血における献血状況

令和6年度

区分	高等学校	実施高校数	実施率	在校生徒数	献血者数	実施率	2回以上実施回数
県立高校	78	13	16.7	3,840	240	6.3	1
私立高校	18	13	72.2	9,667	681	7.0	3
合計	96	26	27.1	13,507	921	6.8	4

4 献血出前講座等開催状況

	合計	内訳
献血出前講座 ※1	5件 (1,356人)	県中 4件 (1,347人) 相双 1件 (9人)
献血セミナー ※2	65件 (3,527人)	県北管内 2件 (650人) 福島管内 41件 (632人) 県中管内 4件 (1,577人) 郡山管内 5件 (89人) 会津管内 1件 (50人) いわき管内 12件 (529人)

※1 保健福祉事務所（保健所）が開催 ※2 福島県赤十字血液センターが開催

5 過去6年の献血・供給状況

年度	区分	目標量 (L)	実績 (L)	目標達成率 (%)	供給数 (単位)
元	※	31,989	34,317.20	107.3	250,132
2	※	33,354	34,282.40	102.8	232,699
3	※	32,994	34,166.97	103.6	235,382
4	※	32,654	34,131.41	104.5	233,861
5	※	31,671	32,513.59	102.7	226,378
6	※	31,421	33,151.44	105.5	241,078

※献血人数及び献血量の2つの指標による献血目標を、平成27年度以降は献血量のみの1つの指標に変更した。

6 愛の血液助け合い運動月間における事業状況

期間 令和6年7月1日～31日

内容 ア 街頭キャンペーン 県内13市を中心に実施（期間中の献血者 6,257人）

イ 啓発資料 ポケットティッシュ、ポスター、チラシ等

ウ 広報 報 テレビ、ラジオ、ホームページ、県公式X、新聞、広報紙、広報車等

エ 知事メッセージ 県内59市町村に対し、知事メッセージの伝達

7 福島県献血推進協議会の開催状況

開催年月日	議 事	備 考
開催なし		

8 血液製剤使用適正化普及事業実施状況

開催年月日	開催地区	参加人数	参加対象	講師
令和7年2月8日（土） 令和6年度福島県合同 輸血療法委員会講習会	Web	107	県内の輸血 医療関係者	①全国における輸血副作用の状況及び県内の事例提出の 現状 講師 福島県赤十字血液センター 長谷川 修 先生 ②輸血機能評価認定制度（I&A制度）の概要と受審報告 講師 福島県立医科大学会津医療センター附属病院 臨床検査部 渡部 和也 先生 ③安全な輸血療法の実際と副作用の対応 講師 福島県立医科大学会津医療センター附属病院 学会認定・臨床輸血看護師 渡部 千恵 先生

9 献血功勞表彰

① 厚生労働大臣表彰状（3団体）

保健所	受賞団体名	年月日
県北	天昇電気工業株式会社 福島工場	令和6年7月31日
県中	エスケー電子工業株式会社	
南会津	福島県立南会津高等学校	

② 厚生労働大臣感謝状（10団体）

保健所	受賞団体名	年月日
県北	東邦ゴム工業株式会社	令和6年7月31日
県中	東北電力ネットワーク株式会社 須賀川電力センター	
県中	田村市役所	
県中	須賀川地方広域消防組合	
福島市	森永乳業株式会社福島工場	
福島市	佐藤工業株式会社	
県中	LFクリエーションズ株式会社福島工場	
県南	日立Astemoハイキャスト株式会社福島工場	
県南	株式会社テクニカルタテノ福島工場	
相双	福島県立相馬高等学校	

③ 県知事感謝状（6団体）

保健所	受賞団体名	年月日
県南	株式会社オーゼキ福島工場	令和6年10月8日
会津	会津自動車工業株式会社	
会津	秋山ユアビス建設株式会社	
相双	伊藤冷機工業株式会社	
相双	明治商工株式会社東日本統括工場	
いわき市	関彰商事株式会社セキショウいわきオフィス	

10 市町村別献血状況（令和6年度）

区 分	献血量 L	内 訳		達成率 %	献血者数 人	対人口比 %
		200mL L	400mL L			
福島市保健所	2,243.2	60.8	2,182.4	97.6	5,760	3.7
福島市	2,243.2	60.8	2,182.4	97.6	5,760	3.7
県北保健福祉事務所	1,582.4	12.0	1,570.4	107.5	3,986	4.3
川俣町	92.0	0.0	92.0	103.8	230	4.3
伊達市	439.4	7.0	432.4	98.6	1,116	3.8
桑折町	86.4	0.4	86.0	103.1	217	3.9
国見町	66.6	0.2	66.4	100.0	167	4.3
二本松市	520.4	2.0	518.4	116.2	1,306	4.8
大玉村	99.2	0.8	98.4	119.8	250	5.0
本宮市	278.4	1.6	276.8	108.8	700	4.0
郡山市保健所	2,583.4	123.0	2,460.4	91.9	6,766	3.6
郡山市	2,583.4	123.0	2,460.4	91.9	6,766	3.6
県中保健福祉事務所	1,527.8	14.2	1,513.6	98.6	3,855	3.9
須賀川市	635.6	3.2	632.4	100.3	1,597	3.9
田村市	273.4	1.0	272.4	97.1	686	4.0
三春町	102.8	0.0	102.8	85.0	257	3.0
小野町	87.2	1.6	85.6	107.1	222	4.9
鏡石町	119.2	3.2	116.0	110.0	306	4.4
天栄村	41.6	0.0	41.6	109.5	104	4.1
石川町	109.8	5.0	104.8	94.5	287	4.1
玉川村	27.6	0.0	27.6	62.4	69	2.1
平田村	47.8	0.2	47.6	112.7	120	4.3
浅川町	51.6	0.0	51.6	108.4	129	4.3
古殿町	31.2	0.0	31.2	88.1	78	3.7
県南保健福祉事務所	1,438.6	7.0	1,431.6	114.9	3,614	4.9
白河市	539.0	4.6	534.4	103.7	1,359	4.2
西郷村	381.0	0.6	380.4	146.7	954	7.7
泉崎村	50.6	0.2	50.4	106.3	127	4.0
中島村	52.4	0.0	52.4	115.9	131	5.1
矢吹町	128.2	0.6	127.6	93.6	322	3.4
棚倉町	146.6	0.6	146.0	127.0	368	5.4
矢祭町	49.8	0.2	49.6	123.9	125	5.3
塙町	57.0	0.2	56.8	93.4	143	3.8
鮫川村	34.0	0.0	34.0	129.8	85	6.4
会津保健福祉事務所	2,069.0	12.6	2,056.4	106.5	5,204	4.6
会津若松市	1,132.6	10.2	1,122.4	107.5	2,857	4.6
磐梯町	35.2	0.0	35.2	122.2	88	5.7
猪苗代町	107.6	1.2	106.4	102.7	272	4.4
喜多方市	363.6	0.4	363.2	102.5	910	4.2

区 分	献血量 L	内 訳		達成率 %	献血者数 人	対人口比 %
		200mL L	400mL L			
北 塩 原 村	25.2	0.0	25.2	105.0	63	5.4
西 会 津 町	45.2	0.4	44.8	124.9	114	5.1
会 津 坂 下 町	163.4	0.2	163.2	125.5	409	5.7
湯 川 村	36.0	0.0	36.0	125.0	90	6.0
柳 津 町	17.2	0.0	17.2	86.0	43	3.6
会 津 美 里 町	106.2	0.2	106.0	82.1	266	3.2
三 島 町	14.0	0.0	14.0	125.0	35	7.0
金 山 町	15.2	0.0	15.2	111.8	38	6.4
昭 和 村	7.6	0.0	7.6	92.7	19	4.3
南会津保健福祉事務所	190.6	4.2	186.4	105.1	312	3.1
南 会 津 町	106.6	2.2	104.4	98.2	97	1.6
下 郷 町	38.8	0.0	38.8	106.6	97	4.6
檜 枝 岐 村	10.0	0.0	10.0	185.2	25	10.9
只 見 町	35.2	2.0	33.2	113.5	93	5.8
相双保健福祉事務所	1,318.2	8.2	1,310.0	106.5	3,316	6.6
南 相 馬 市	457.8	5.4	452.4	100.4	1,158	4.1
相 馬 市	415.2	2.8	412.4	127.8	1,045	5.7
新 地 町	56.4	0.0	56.4	92.2	141	3.5
飯 館 村	35.6	0.0	35.6	0.0	89	0.0
広 野 町	56.8	0.0	56.8	0.0	142	0.0
檜 葉 町	62.0	0.0	62.0	0.0	155	0.0
富 岡 町	102.8	0.0	102.8	0.0	257	0.0
川 内 村	40.4	0.0	40.4	0.0	101	0.0
大 熊 町	46.4	0.0	46.4	0.0	116	0.0
双 葉 町	5.6	0.0	5.6	0.0	14	0.0
浪 江 町	33.2	0.0	33.2	0.0	83	0.0
葛 尾 村	6.0	0.0	6.0	0.0	15	0.0
いわき市保健所	2,630.6	59.8	2,570.8	101.3	6,726	3.8
い わ き 市	2,630.6	59.8	2,570.8	101.3	6,726	3.8
合 計	15,583.8	301.8	15,282.0	105.5	39,539	4.1

※飯館村、双葉郡8町村においては、一部移動採血車の受入れが可能となったため配車している。

※「対人口比(%)」は令和5年10月1日現在における15～64歳の現住人口に対する比率である。

第 5 衛 生 検 査

(概 況)

近年、科学技術の進歩に伴って試験検査内容が一段と複雑化しており、検査データについても高い精度が要求されている。

加えて、新型コロナウイルス感染症のパンデミックや農産物の残留農薬基準超過、サプリメントへの有害物質の混入など、県民の健康危機管理に直面した社会問題が浮き彫りとなり、検査機関の果たすべき役割もますます重要になっている。

衛生研究所では、県民の安全安心な生活を守ることを目指して、試験検査や調査研究機能の充実強化、専門技術研修の実施、感染症情報の収集・情報提供等に日々取り組んでいる。

また、民間検査機関における検査精度の向上を図るため、試験検査精度管理事業及び衛生検査精度管理事業を実施している。

1 事業の推進

(1) 試験検査の実施（衛生研究所）

① 微生物検査	1, 533件	(有料	201	無料	1, 332)
② 食品衛生関係検査	778件	(有料	6	無料	772)
				(うち放射性物質検査	496)
③ 臨床学的検査	922件	(有料	4	無料	918)
④ 水質検査	1, 750件	(有料	203	無料	1, 547)
				(うち放射性物質検査	1, 547)
⑤ 環境関係検査	177件	(有料	0	無料	177)
⑥ その他	456件	(有料	0	無料	456)

(2) 研修（衛生研究所）

研 修 の 名 称	研修期間	研修人員	実 施 場 所
転入者及び初任者対象GLP研修	1日間×1回	7名	衛生研究所大会議室
衛生検査技術初任者研修（細菌コース）	2日間×1回	6名	県保健衛生合同庁舎中会議室 他
衛生検査技術初任者研修（理化学コース）	2日間×1回	5名	県保健衛生合同庁舎中会議室 他
衛生検査技術専任者研修（細菌コース）	1日間×1回	4名	衛生研究所大会議室 他
衛生検査技術専任者研修（理化学コース）	2日間×1回	4名	衛生研究所大会議室 他

※その他、各種学会・研修会への参加あり

(3) GLP[※]への対応（衛生研究所）

衛生研究所で行う検査は、すべて「福島県衛生研究所業務管理要領」に基づき実施している。

※GLP（Good Laboratory Practice）とは、検査の信頼性を確保するためのシステムであり、平成9年の食品衛生法等改正により食品衛生検査施設への導入が義務付けられた。なお、平成28年度より感染症法の改正をうけて、食品検査のみではなく、当所で行われるすべての検査にGLPを導入した。

このシステムを遵守して実施された検査及び検査データの信頼性は、客観的、科学的に保証されるものである。

(4) 調査研究事業（衛生研究所）

保健衛生、食品衛生及び生活環境等に係る諸問題の科学的解決策を見だし、地域保健対策を効果的に推進するために実施した。

令和6年度調査研究事業費

- ① 畜水産物中の動物用医薬品検査における妥当性評価と検査拡充に向けての検討
- ② ICP-MSを用いた飲用井戸・温泉水中等の重金属成分の一斉分析法の検討
- ③ 市場に流通する魚介類のアニサキス寄生状況調査

(5) 福島県試験検査精度管理事業

福島県試験検査精度管理事業実施要綱に基づき、衛生研究所本所・2支所、環境創造センター、中核市保健所3施設、市環境監視・環境保全センター2施設、上下水道事業所5施設及び民間検査機関18施設を対象に理化学検査（Ⅰ）、理化学検査（Ⅱ）、食品化学検査、細菌検査（Ⅰ）及び細菌検査（Ⅱ）の5部門について、外部精度管理調査を実施した。

さらに、部門別検討会及び試験検査技術発表会を開催し、試験検査の知識・技術の向上を図った。

区 分	外部精度管理調査	部門別検討会（web）	試験検査技術発表会（対面）
実 施 日	令和6年7月29日	令和6年12月20日	令和7年2月13日
摘 要	5部門 33機関参加	101名出席	170名出席

(6) 福島県衛生検査精度管理事業

医療における衛生検査の重要性に鑑み、衛生検査所の検査精度の質的向上を図ることにより、県民に適切な医療サービスを提供することを目的として事業を実施した。

平成18年度からはブラインド方式調査^{※1}の一方式に特化して実施した外部精度管理調査の結果と福島県臨床衛生検査技師会が行っているオープン方式^{※2}で実施した精度管理調査の結果から、各衛生検査所の検査業務の問題点を実質的に把握し、適切な指導を行った。

区 分	精度管理調査	立入調査
	ブラインド方式	
実 施 日	令和6年11月～令和6年12月	令和7年3月11日
摘 要	4項目 7施設 ^{※3}	1施設

※1 各衛生検査所の契約医療機関から調査用検体である旨を伝えずに検査依頼し、その結果を評価する外部精度管理調査

※2 あらかじめ調査用検体である旨を伝えて実施する外部精度管理調査

※3 福島市管轄2施設、郡山市管轄2施設、いわき市管轄2施設を含む

2 衛生研究所における検査実施状況（令和6年度）

総検査件数	一般依頼検査		行政検査		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
微生物検査	201	320,070	1,332		1,533	320,070
食品衛生関係検査	6	47,790	772		778	47,790
臨床学的検査	4	1,970	918		922	1,970
水質検査	203	1,009,060	1,547		1,750	1,009,060
環境関係検査	0	0	177		177	0
その他	0	0	456		456	0
合計	414	1,378,890	5,202		5,616	1,378,890

3 検査件数の推移

総検査	一般依頼検査件数	行政検査件数	合計
R2年度	340	16,432	16,772
R3年度	225	12,754	12,979
R4年度	229	12,149	12,378
R5年度	250	6,876	7,126
R6年度	414	5,202	5,616
微生物検査	一般依頼検査件数	行政検査件数	合計
R2年度	222	10,096	10,318
R3年度	148	9,168	9,316
R4年度	118	8,379	8,497
R5年度	81	2,214	2,295
R6年度	201	1,332	1,533
食品衛生関係検査	一般依頼検査件数	行政検査件数	合計
R2年度	6	1,478	1,484
R3年度	6	1,187	1,193
R4年度	2	1,126	1,128
R5年度	3	884	887
R6年度	6	772	778
臨床学的検査	一般依頼検査件数	行政検査件数	合計
R2年度	1	583	584
R3年度	0	532	532
R4年度	2	588	590
R5年度	2	1,847	1,849
R6年度	4	918	922
水質検査	一般依頼検査件数	行政検査件数	合計
R2年度	111	3,901	4,012
R3年度	68	1,397	1,465
R4年度	107	1,473	1,580
R5年度	164	1,395	1,559
R6年度	203	1,547	1,750
環境関係検査	一般依頼検査件数	行政検査件数	合計
R2年度	0	134	134
R3年度	0	167	167
R4年度	0	175	175
R5年度	0	179	179
R6年度	0	177	177
その他	一般依頼検査件数	行政検査件数	合計
R2年度	0	240	240
R3年度	3	303	306
R4年度	0	408	408
R5年度	0	357	357
R6年度	0	456	456

第6 福島県の温泉の概況

(概況)

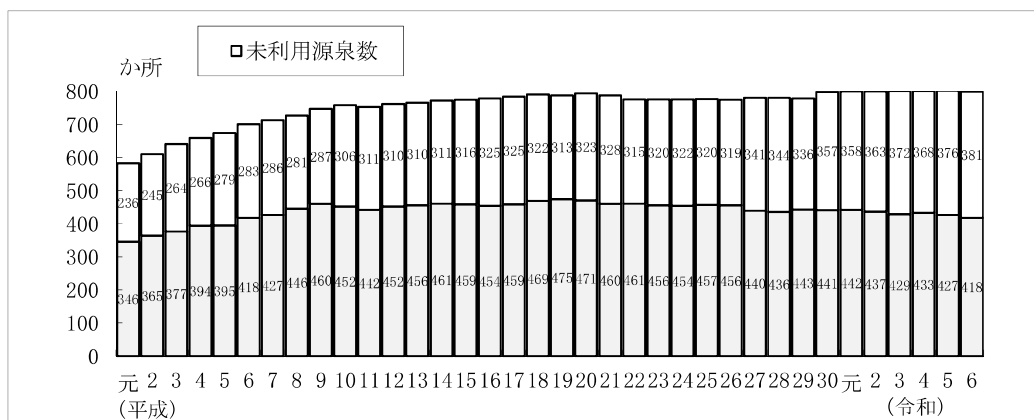
本県は、山・海・湖・川といった豊かな自然とともに、多くの温泉を有する全国有数の温泉県である。

県内には、799か所の源泉があり、そのゆう出量は、毎分約76,291Lとなっている。それらの源泉は、59市町村中53市町村（令和7年3月末現在）に点在し、ほぼ県内全域に分布している。泉質も地域によって様々であり、強酸性から強アルカリ性まで、成分も単純泉から硫黄泉、放射能泉まで実に多種多様である。また、「岳温泉」、「新甲子温泉」、「土湯・高湯温泉郷」、「二岐・岩瀬湯本・天栄温泉」の4ヶ所が国民保養温泉地に指定されている。

宿泊利用者については、平成23年度東日本大震災、令和2年度新型コロナウイルス感染症の影響で大幅な減少となったが、その後回復傾向が見られる。

(温泉数の推移)

平成元年より源泉総数は増加傾向にあったが、ここ数年は横ばい状態であり、源泉総数に占める未利用源泉数も横ばい状態で推移している。



源泉数 799か所 (令和7年3月末現在)

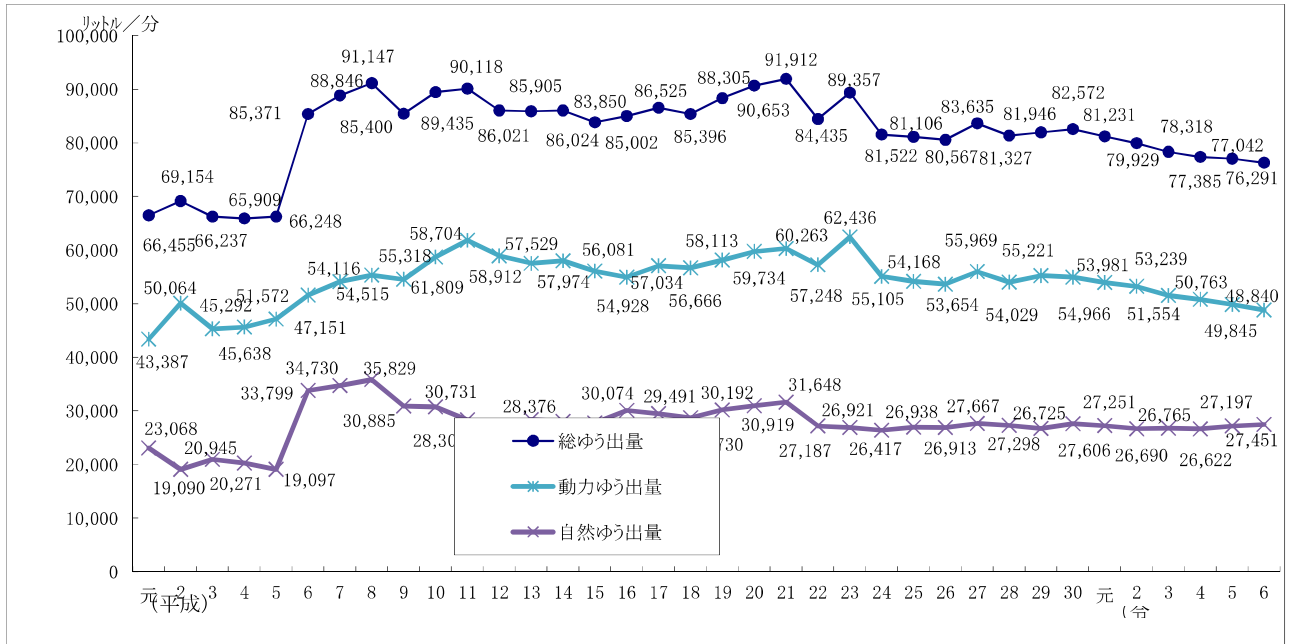
利用源泉 418 (52.3%)		未利用源泉 381 (47.7%)	
自噴 136 (17.0%)	動力装置 282 (35.3%)	自噴 133 (16.7%)	動力装置 248 (31.0%)

温度別源泉数 (温度測定可能な源泉のみ) 509源泉 (令和7年3月末現在)

42℃以上 235 (46.1%)	25℃以上～42℃未満 149 (29.3%)	25℃未満 92 (18.1%)	ガス・水蒸気 33 (6.5%)
----------------------	----------------------------	---------------------	---------------------

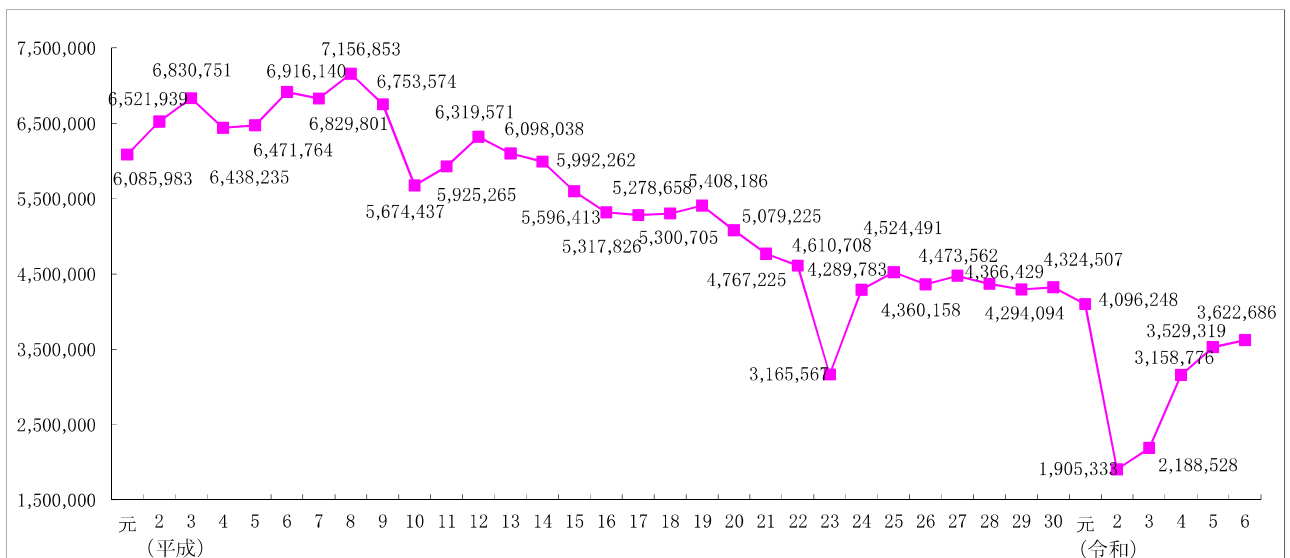
(温泉ゆう出量の推移)

総ゆう出量、動力ゆう出量、自然ゆう出量ともに、ここ数年ほぼ横ばいとなっている。



(年度延宿泊利用人員の推移)

平成23年度は東日本大震災、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で大きく落ち込んだが、その後回復傾向が見られる。



1 温泉法に基づく行政処分状況

新規掘削、動力装置設置の許可申請については、ここ数年横ばいである。令和6年度の温泉利用許可申請については、前年度同様、事業譲渡による申請が多かった。また、法人の分割・合併による温泉利用許可の承継届の件数が増加した。

区分年度	新規掘削			増掘			動力装置			温泉利用						法8条	法9条処分		原状回復命令	
	申請	許可	不許可	申請	許可	不許可	申請	許可	不許可	浴用			飲用				承継	取消		命令
										申請	許可	不許可	申請	許可	不許可					
H元	48	48	0	1	1	0	23	23	0	151	151	0	0	0	0	—	0	0	0	0
2	41	40	0	0	0	0	28	28	0	118	118	0	1	1	0	—	0	0	0	0
3	30	29	0	2	2	0	26	26	0	155	155	0	1	1	0	—	6	0	0	0
4	20	19	0	4	4	0	18	18	0	155	155	0	1	1	0	—	1	0	0	0
5	17	17	0	0	0	0	24	24	0	144	144	0	0	0	0	—	4	0	0	0
6	11	11	0	0	0	0	16	16	0	183	183	0	0	0	0	—	1	0	0	0
7	19	19	0	2	2	0	17	17	0	186	186	0	1	1	0	—	0	0	0	0
8	14	14	0	0	0	0	11	11	0	170	170	0	0	0	0	—	0	0	0	0
9	11	11	0	0	0	0	10	10	0	138	138	0	0	0	0	—	0	0	0	0
10	2	2	0	0	0	0	6	6	0	126	126	0	2	2	0	—	1	0	0	0
11	17	17	0	0	0	0	8	8	0	124	124	0	0	0	0	—	0	0	0	0
12	9	9	0	1	1	0	7	7	0	61	61	0	0	0	0	—	1	0	0	1
13	9	9	0	0	0	0	5	5	0	79	79	0	1	1	0	—	3	0	0	0
14	8	8	0	0	0	0	7	7	0	92	92	0	3	3	0	—	0	0	0	0
15	10	10	0	1	1	0	4	4	0	119	119	0	0	0	0	—	0	0	0	0
16	6	6	0	0	0	0	10	10	0	177	177	0	4	4	0	—	0	0	0	0
17	11	11	0	1	1	0	8	8	0	219	219	0	2	2	0	—	0	0	0	0
18	12	12	0	4	4	0	7	7	0	167	167	0	1	1	0	—	0	0	0	0
19	6	6	0	0	0	0	9	9	0	130	130	0	1	1	0	9	1	0	0	0
20	7	7	0	0	0	0	5	5	0	114	114	0	1	1	0	3	0	0	0	1
21	7	7	0	0	0	0	7	7	0	118	118	0	2	2	0	3	0	0	0	0
22	3	3	0	0	0	0	1	1	0	90	90	0	3	3	0	15	0	0	0	0
23	4	4	0	0	0	0	11	11	0	88	88	0	0	0	0	17	0	0	0	0
24	5	5	0	0	0	0	6	6	0	42	42	0	1	1	0	29	0	0	0	0
25	7	7	0	0	0	0	5	5	0	74	74	0	0	0	0	10	0	0	0	0
26	3	3	0	0	0	0	2	2	0	101	101	0	0	0	0	25	0	0	0	0
27	7	7	0	0	0	0	3	3	0	64	64	0	1	1	0	28	0	0	0	0
28	7	7	0	1	1	0	3	3	0	71	69	0	0	0	0	11	0	0	0	0
29	3	3	0	0	0	0	5	5	0	55	57	0	1	1	0	29	0	0	0	0
30	5	5	0	0	0	0	8	8	0	109	109	0	11	11	0	5	0	0	0	0
R元	3	3	0	0	0	0	6	6	0	111	111	0	0	0	0	19	0	0	0	0
2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	41	41	0	0	0	0	13	0	0	0	0
3	0	0	0	0	0	0	1	1	0	78	78	0	0	0	0	9	0	0	0	0
4	1	1	0	0	0	0	0	0	0	45	45	0	0	0	0	7	0	0	0	0
5	2	2	0	0	0	0	2	2	0	160	160	0	0	0	0	12	0	0	0	0
6	3	3	0	0	0	0	2	2	0	95	95	0	0	0	0	105	0	0	0	0

2 自然環境保全審議会温泉部会開催状況

温泉法第32条の規定により、温泉の掘削、増掘、動力装置の許可申請に対し、福島県自然環境保全審議会温泉部会を開催した。

令和6年度

回	開催日	審議件数			
		掘さく	増掘	動力装置	計
第83回	令和6年6月28日	1件	0件	0件	1件
第84回	令和6年11月15日	1件	0件	0件	1件
第85回	令和7年2月17日	1件	0件	2件	3件
計3回	合計	3件	0件	2件	5件

3 福島県温泉保護利用対策要綱に基づく指定地域

(平成29年3月31日改正)

区分	該当する温泉地		
	中通り方部	会津方部	浜通り方部
温泉保護地域	飯坂、土湯、磐梯熱海、郡山市逢瀬町多田野	東山	
温泉準保護地域	天王寺・穴原、高湯、岳、小町、湯沢の湯、天栄の湯、羽鳥、母畑、甲子	横向、沼尻・中ノ沢、川上、翁島、芦ノ牧、大塩・裏磐梯、熱塩、柳津、玉梨・八町、昭和、湯倉・橋立、大塩、滝沢、西山、宮下、早戸、沼沢、湯野上、湯ノ花、木賊、檜枝岐、南郷、只見	常磐湯本
一般地域	上記以外の地域		

4 温泉の利用状況

(1) 浴用・飲用

管轄保健所	市町村数	宿泊施設有温泉地数	源泉総数 A+B	利用源泉数 (A)		未利用源泉数 (B)		温度別源泉数				湧出量 (L/分)		飲用許可施設数	宿泊施設数	収容定数	年度延宿泊利用人数 (C)	温泉利用公衆浴場施設数	国民保養温泉地年度延宿泊利用人数
				自噴	動力	自噴	動力	25℃未満	25℃～42℃	42℃以上	水蒸気・ガス	自噴	動力						
県北	6	7	24	2	7	6	9	8	2	5	0	1,236.5	804.1	1	17	2,059	239,791	12	158,813
県中	9	20	79	22	30	9	18	24	12	25	0	769.2	3,440.3	4	79	3,401	247,143	20	10,209
県南	9	15	68	7	23	7	31	3	16	12	0	340.4	4,454.3	2	24	2,564	166,326	20	16,942
会津	12	28	215	29	75	34	77	15	37	86	0	17,513.4	10,701.6	3	138	19,361	1,369,467	44	0
南会津	4	10	66	12	26	13	15	2	6	30	0	1,543.5	3,531.7	2	71	2,777	92,622	21	0
相双	10	8	25	0	8	6	11	9	16	0	0	84.4	2,315.4	0	10	827	37,767	11	0
福島市	1	9	160	37	33	44	46	0	11	51	13	5,321.4	3,802.8	1	62	6,379	462,730	23	184,230
郡山市	1	13	81	4	46	6	25	12	25	13	0	303.1	9,604.5	1	39	4,216	293,461	22	0
いわき市	1	12	50	0	31	3	16	18	20	12	0	0.0	9,224.3	2	34	6,236	713,379	14	0
計	53	122	768	113	279	128	248	91	145	234	13	27,111.9	47,879.0	16	474	47,820	3,622,686	187	370,194

(2) 他目的利用

管轄保健所	市町村数	温泉地数	源泉総数 A+B	利用源泉数 (A)		未利用源泉数 (B)		温度別源泉数				湧出量 (L/分)		飲用許可施設数	宿泊施設数	収容定数	年度延宿泊利用人数 (C)	温泉利用公衆浴場施設数	国民保養温泉地年度延宿泊利用人数
				自噴	動力	自噴	動力	25℃未満	25℃～42℃	42℃以上	水蒸気・ガス	自噴	動力						
県中	2 [2]	2 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)			1 (0)	1 (0)			110	170.6	-	-	-	-	-	-
会津	4 [4]	4 (1)	28 (1)	22 (1)	1 (0)	5 (0)			2 (0)	1 (1)	20 (0)	14,319 (14,200) (地熱発電の 171.3t/h除く)	600.0	-	-	-	-	-	-
福島市	1 [1]	3 (3)	8 (7)	5 (4)	3 (3)				1 (1)	7 (6)		794.1 (684.1)	271.5 (271.5)	-	-	-	-	-	-
いわき市	1 [1]	3 (2)	3 (2)		3 (2)				2 (1)	1 (1)			5,485 (5,295)	-	-	-	-	-	-
計	8 [8]	12 (6)	41 (10)	28 (5)	8 (5)	5 (0)	0	1 (0)	6 (2)	9 (8)	20	15,223.1 (14884.1)	6,527.1 (5,566.5)	-	-	-	-	-	-
合計	53	-	799	136	282	133	248	92	149	235	33	27,450.9	48,839.6	16	474	47,820	3,622,686	187	370,194

※ [] 数は浴用・飲用分の温泉がある場合、内数として再掲

※ () 数は浴用・飲用にも供される温泉がある場合、内数として再掲

資 料

◎令和7年度薬務課事務分掌

薬事・温泉担当 024-521-7232

分 掌 事 務
1 薬事・温泉業務及び課内業務に係る総合的な調整及び進行管理にすること
2 福島県薬事審議会に関する事
3 多職種連携による薬局・薬剤師の在宅医療サービス推進事業に関する事
4 災害時医薬品等の備蓄、災害薬事コーディネーター、災害時災害対策医薬品共有車両、災害時における対応等に関する事
5 各種表彰に関する事
6 温泉法の施行等に関する事
7 福島県自然環境保全審議会温泉部会に関する事
8 衛生研究所に関する事
9 保健福祉部試験検査技術会議に関する事
10 試験検査精度管理事業に関する事
11 薬剤師確保対策・薬剤師の就職支援事業に関する事
12 薬学生実務実習（インターンシップ、ナビゲーター面談等）に関する事
13 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の施行に関する事（血液製剤使用適正化に関する事を含む）
14 薬剤師法の施行等に関する事
15 衛生検査精度管理指導対策事業に関する事
16 国有ワクチン及びその他のワクチン等の供給に関する事
17 薬事経済調査等に関する事
18 医薬分業に関する事
19 薬剤師、臨床検査技師等の免許事務に関する事
20 「放射線と健康」理解促進事業に関する事
21 衛生研究所再整備事業に関する事
22 電子処方箋の活用・普及促進事業に関する事
23 薬局物価高騰対策事業に関する事
24 予算、決算、経理及び庶務に関する事
25 公益法人等薬務関係団体の育成指導に関する事
26 「薬と健康の週間」に関する事
27 薬務行政概要の作成に関する事
28 課内の他に属さない事務に関する事

審査・試験担当 024-521-7233

分 掌 事 務
1 審査・試験業務に係る課内の調整及び進行管理に関する事
2 医薬品医療機器等法の施行等に関する事
3 毒物及び劇物取締法の施行等に関する事
4 臨床検査技師等法の施行等に関する事
5 毒物劇物取扱者試験に関する事
6 認定薬局制度に関する事
7 薬局、医薬品販売業、医療機器販売業・貸与業、薬局医薬品製造販売業等の許可等に関する事
8 登録販売者試験に関する事
9 薬局機能情報公表制度に関する事
10 薬務関係許認可台帳管理システムに関する事
11 避難地域薬局再開支援事業及び薬剤師研修等支援事業の調整に関する事
12 医薬品及び医薬部外品の製造及び品質管理（GMP）に関する事
13 GMP/QMS調査品質管理監督システムに関する事
14 GMP調査当局会議に関する事
15 公的試験研究機関（OMCL）に関する事
16 後発医薬品の普及啓発に関する事
17 がん診療連携拠点病院の薬局薬剤師研修支援事業に関する事
18 在宅医療エキスパート薬剤師人材育成強化事業及び無菌調剤室整備支援事業に関する事
19 医療関連産業集積プロジェクト企画運営委員会・推進会議に関する事
20 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器の製造業の許可等に関する事
21 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器の製造販売業の許可等に関する事
22 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器の製造販売後安全管理（GVP）及び品質管理（GQP・QMS）に関する事

- ること
- 23 医療機器修理業の許可等に関すること
- 24 医薬品・医療機器申請・審査システムに関すること
- 25 医薬品等製造関係の講習会等に関すること
- 26 毒物劇物営業者等の登録等に関すること
- 28 薬務課ホームページ及びITLに関すること

監視指導担当 024-521-7233

分 掌 事 務
<ul style="list-style-type: none"> 1 監視指導業務に係る課内の調整及び進行管理に関すること 2 認知症対応薬局推進事業に関すること 3 麻薬四法の施行等に関すること 4 福島県薬物乱用対策推進本部に関すること 5 薬事監視員の研修・講習会に関すること 6 覚醒剤等薬物事犯の捜査に関すること 7 調剤事故・調剤過誤に関すること 8 毒物劇物監視指導に関すること 9 医薬品等相談対応業務に関すること 10 医薬品副作用被害救済制度に関すること 11 「ダメ。ゼッタイ。」福島県普及運動に関すること 12 若年層による薬物乱用防止意識向上事業に関すること 13 麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動福島大会に関すること 14 薬物乱用防止指導員に関すること 15 薬物乱用防止教室に関すること 16 薬物関連問題相談事業及び再乱用防止に関すること 17 薬事監視指導（医薬品等広告の適正指導を含む）に関すること 18 監視指導に係る統計事務に関すること 19 麻薬等の免許事務に関すること

監 視 員 等 配 置 状 況

(令和6年4月1日現在)

区 分		薬事 監視員	毒物劇物 監視員	覚醒剤 監視員	麻薬 取締員	麻薬立入 検査員	採血及び 供血あつ せん立入 検査員
本 庁	薬 剤 師	10	10	10	2	10	10
	一 般 事 務	0	0	0	0	0	0
	計	10	10	10	2	10	10
保健所	薬剤師(上記 以外の技術 吏員を含む)	28	28	28	0	28	28
	一 般 事 務	0	0	0	0	0	0
	計	28	28	28	0	28	28
衛生研究所	薬剤師(上記 以外の技術 吏員を含む)	5	0	0	0	0	0
	一 般 事 務	0	0	0	0	0	0
	計	5	0	0	0	0	0
計	薬剤師(上記 以外の技術 吏員を含む)	43	38	38	2	38	38
	一 般 事 務	0	0	0	0	0	0
	計	43	38	38	2	38	38

福島県薬事審議会条例

(昭和36年3月31日 福島県条例第5号)

改正 昭和44年3月20日条例第21号
昭和47年3月25日条例第19号
平成16年12月24日条例第88号
平成26年10月3日条例第80号

(この条例の目的)

第1条 この条例は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第3条の規定に基づき、福島県薬事審議会の設置、組織及び運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 知事の諮問に応じ、薬事に関する重要事項を調査審議させるため、福島県薬事審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、15人以内の委員で組織する。

2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

第4条 審議会の委員及び臨時委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

- (1) 薬事関係の団体を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 福島県職員

2 前項第1号又は第2号に掲げる者のうちから委嘱された委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、退任するものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ委員のうちから互選された者がその職務を行う。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前二項の規定の適用については、委員とみなす。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

(昭44条例21・旧第8条線上)

附 則

この条例は、昭和36年5月1日から施行する。

附 則 (昭和44年3月20日条例第21号)

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則 (昭和47年3月25日条例第21号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に薬事関係の団体を代表する者のうちから委嘱されている福島県薬事審議会の委員の任期については、この条による改正後の福島県薬事審議会条例第4条第2項の規定にかかわらず、昭和47年3月31日までとする。

附 則 (平成16年条例第88号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年条例第80号)

この条例は、薬事法等の一部を改正する法律(平成25年法律第84号)の施行の日から施行する。(施行の日=平成26年11月25日)

〈参 考〉

地方薬事審議会に関する事項

- 1 地方薬事審議会は、都道府県知事の諮問機関として薬事(医療用具に関する事項を含む。以下同じ。)に関する重要事項につき学識経験者、関係業界等の意見をきき、適切な行政運営を行うためのものであるため、法律上は任意設置とされているが、なるべく審議会を設置することが望ましいこと。
- 2 地方薬事審議会の審議事項としては、おおむね次の事項が考えられること。
 - (1) 薬事従事者の研修その他資質の向上に関する事項
 - (2) 薬事衛生思想の普及向上に関する事項
 - (3) 医薬品等の取扱いの適正に関する事項
 - (4) 医薬品等の広告の適正に関する事項
 - (5) 農薬等毒物又は劇物による危害防止に関する事項
 - (6) 薬用植物の栽培指導等薬用資源の開発に関する事項
 - (7) 医薬品等の生産、輸出等の振興助成に関する事項
 - (8) 医薬品等の円滑な流通に関する事項
 - (9) その他薬事の振興に関する事項

なお、都道府県の実情に応じ、薬事に関する都道府県の固有事務については、これら以外の事項を審議事項としてもさしつかえなく、また、これらの事項のうち必要と思われるもののみを審議事項としてもさしつかえないこと。

ただし、この法律に基づき都道府県知事の権限に属する事務である許可品目の指定等は、審議事項とはならないものであること。

- 3 地方薬事審議会の委員の数は、各都道府県の実情に応じ適宜定めるものとし、その選出は、学識経験者、薬事関係業界、関係行政機関等の分野から公平に行うこと。

福 島 県 薬 事 審 議 会 委 員 名 簿

令和 7 年 1 月 6 日現在

五十音順、敬称略

	氏 名	職 名	所属団体等所在地
1	青田 知也	一般社団法人福島県医薬品配置協会	郡山市安積荒井二丁目3 1 3 番地 レメディアア田中1 0 3 号
		副会長	
2	阿部 英美	あおぞら薬局競馬場前店	
		管理薬剤師	
3	五十嵐 稔	公益社団法人福島県歯科医師会	福島市仲間町6 番 6 号
		専務理事	
4	市川 より子	公益社団法人福島県看護協会	郡山市本町一丁目2 0 番 2 4 号
		常務理事	
5	黒田 純子	公立大学法人福島県立医科大学附属病院	福島市光が丘 1 番地
		薬剤部長	
6	斉藤 麻希	学校法人医療創生大学	いわき市中央台飯野5 - 5 - 1
		薬学部 准教授	
7	佐藤 早苗	福島県消費者団体連絡協議会	
		役員（会計）	
8	高野 真澄	学校法人晴川学舎奥羽大学	郡山市富田町字三角堂3 1 - 1
		薬学部 教授	
9	高橋 民子	一般財団法人福島県婦人団体連合会	福島市中町5 - 1 8 林業会館 1 F
10	常松 清人	福島県医薬品卸組合	福島県郡山市喜久田町字松ヶ作 1 5 - 1
		事務局長	
11	中里 真	国立大学法人福島大学	福島市金谷川 1 番地
		行政政策学類 准教授	
12	新村 智昭	一般社団法人福島県薬事工業協会	福島市土船字五反田 1 日本ベクトン・ディッキンソン株式会社内
		理事長	
13	長谷川 祐一	一般社団法人福島県薬剤師会	福島市蓬莱町二丁目2 番 2 号
		会長	
14	廣木 克俊	福島県医薬品登録販売者協会	郡山市開成二丁目3 3 番 5 号
		副会長	
15	矢吹 孝志	一般社団法人福島県医師会	福島市新町 4 番 2 2 号
		副会長	

福島県薬物乱用対策推進本部要綱

(設置目的)

第1条 薬物乱用防止対策について関係諸機関等相互の密接な連携を図ると共に総合的かつ効果的な対策を推進するため、福島県薬物乱用対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部は前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 薬物乱用防止に関する啓発、指導
- (2) 薬物乱用防止に関する情報交換及び相互連絡
- (3) その他薬物乱用防止対策に関する必要事項

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長、本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則で定める第2順位副知事の職にある者をもってあてる。
- 3 副本部長は、保健福祉部長をもってあてる。
- 4 本部長が、必要と認める時は、下部組織を置くことができる。
- 5 本部員は、次に掲げるもののうちから本部長が委嘱または指名する。

(1) 県

(2) 国の出先機関の職員

(3) その他本部長が適当と認める者

(職務)

第4条 本部長は、本部を総括し、本部会の議長となる。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 本部会は必要に応じて本部長が招集する。

(幹事)

第6条 本部に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、県の職員のうちから本部長が指名する。
- 3 幹事は、所掌事務について本部員を補佐する。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、県保健福祉部健康衛生総室薬務課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱の定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和49年11月30日から施行する。

この要綱は、昭和56年6月23日から施行する。

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

福島県薬物乱用対策推進本部員・幹事名簿

(令和6年4月1日現在)

区 分	役 職 名	氏 名	備 考
本部長	福島県副知事	佐藤 宏隆	
副本部長	福島県保健福祉部長	三浦 爾	
本部員	福島地方検察庁検事	孫田 和音	担当検事
〃	福島刑務所長	高野 洋一	
〃	福島少年鑑別所長	石黒 泰成	
〃	福島保護観察所長	梶川 一成	
〃	仙台出入国在留管理局郡山出張所長	宮武 宏明	
〃	横浜税関小名浜税関支署長	齋藤 雅豊	
〃	福島海上保安部警備救難課長	齋藤 一世	
〃	東北厚生局麻薬取締部長	江野 英夫	
〃	福島労働局雇用環境・均等室長	高羽 秀幸	
〃	公立大学法人福島県立医科大学医学部教授	三浦 至	神経精神医学座
〃	福島県市長会事務局長	小松 信之	
〃	福島県町村会事務局長	安田 清敏	
〃	福島県保健所長会	小谷 尚克	担当所長 (県北保健所)
〃	公益財団法人福島県暴力追放運動推進センター理事長	佐藤 稔	
〃	福島県保健福祉部次長(健康衛生担当)	玉川 啓	
〃	福島県総務部広報課長	根本 卓也	
〃	福島県総務部市町村行政課長	草野 博行	
〃	福島県保健福祉部保健福祉総務課長	渡辺 春吉	
〃	福島県保健福祉部障がい福祉課長	大島 康範	
〃	福島県保健福祉部食品生活衛生課長	遠藤 昌彦	
〃	福島県保健福祉部薬務課長	風間 秀元	
〃	福島県保健福祉部こども未来局こども・青少年政策課長	齋藤 康徳	
〃	福島県保健福祉部こども未来局児童家庭課長	猪狩 則光	
〃	福島県精神保健福祉センター所長	畑 哲信	
〃	福島県商工労働部雇用労政課長	丹治 貴子	
〃	福島県教育庁社会教育課長	小林 雄	
〃	福島県教育庁健康教育課長	木幡 健	
〃	福島県警察本部刑事部組織犯罪対策課長	佐藤 裕治	
〃	福島県警察本部生活安全部少年女性安全対策課長	高橋 正樹	

区 分	役 職 名	氏 名	備 考
幹事	福島県保健福祉部こども未来局こども・青少年政策課長	朽木 洋美	
〃	福島県教育庁健康教育課指導主事	星 一美	
〃	福島県警察本部刑事部組織犯罪対策課	佐久間 陽介	
〃	福島県保健福祉部薬務課主幹兼副課長	高林 正美	

福島県献血推進協議会設置要綱

(設 置)

第1条 献血思想の普及をはかり、献血制度の適正な運営を確保するため、福島県献血推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は次に掲げる事項を協議する。

- (1) 献血思想の普及に関すること。
- (2) 採血計画及び血液製剤の供給計画に関すること。
- (3) 献血組織の育成及び献血登録者の確保に関すること。
- (4) 血液製剤の使用適正化に関すること。
- (5) その他献血の推進に関すること。

(組 織)

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則で定める第2順位副知事の職にある者をもって充て、副会長は、保健福祉部長をもって充てる。

3 委員は、学識経験を有する者、関係団体、関係行政機関及びその他相当と認められる者とし、別表に掲げる職をもって充てる。

4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第4条 協議会の会議は、会長が必要に応じ招集し、主宰する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(専門委員会)

第5条 協議会に、必要に応じて、特定の事項を協議するために専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、会長が指名した協議会委員及びその他必要と認められる者で組織し、当該特定の事項に関する協議が終了したときは解散する。

3 専門委員会に委員長を置き、専門委員会に属する専門委員のうちから会長が指名する。

4 委員長は、会長の指揮を受け会務を掌理し、専門委員会の経過及び結果を会長に報告する。

5 専門委員会の運営、その他に関し必要な事項は、会長が定める。

(幹 事)

第6条 協議会に幹事を置き、別表に掲げる職をもって充てる。

2 幹事は、会長の命を受けて協議会の事務を行う。

(庶 務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉部健康衛生総室薬務課において処理する。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この要綱は、昭和61年11月6日から施行する。

2 福島県献血推進会議要綱（昭和46年6月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(別 表)

福島県献血推進協議会委員・幹事名簿

職 務	機 関 ・ 団 体 等	職 名
会 長	福 島 県	副 知 事
副 会 長	福 島 県 保 健 福 祉 部	部 長
委 員	公立大学法人福島県立医科大学附属病院輸血・移植免疫部	部 長
〃	福 島 県 医 師 会	会 長
〃	福 島 県 病 院 協 会	会 長
〃	福 島 県 薬 剤 師 会	会 長
〃	福 島 県 商 工 会 議 所 連 合 会	会 長
〃	福 島 県 商 工 会 連 合 会	会 長
〃	福 島 県 青 少 年 団 体 連 絡 協 議 会	会 長
〃	福 島 県 連 合 青 年 会	会 長
〃	福 島 県 婦 人 団 体 連 合 会	会 長
〃	日 本 労 働 組 合 総 連 合 会 福 島 県 連 合 会	会 長
〃	福 島 県 高 等 学 校 長 協 会	会 長
〃	福 島 県 私 立 中 学 高 等 学 校 協 会	会 長
〃	福 島 県 市 長 会	会 長
〃	福 島 県 町 村 会	会 長
〃	日 本 赤 十 字 社 福 島 県 支 部	事 務 局 長
〃	福 島 県 教 育 委 員 会	教 育 長
〃	福 島 民 報 社	編 集 局 長
〃	福 島 民 友 新 聞 社	編 集 局 長
〃	ラ ジ オ 福 島	編 成 局 長
〃	福 島 テ レ ビ	報 道 局 長
幹 事	福 島 県 保 健 福 祉 部 健 康 衛 生 総 室 薬 務 課	課 長
〃	福 島 県 赤 十 字 血 液 セ ン タ ー	所 長

福島県血液製剤使用に係わる懇談会設置要綱

(設 置)

第1条 血液製剤の使用の適正化を図るために、福島県血液製剤使用に係わる懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項を検討、協議する。

- (1) 血液製剤の使用適正化の普及に関すること。
- (2) 二次医療圏における血液製剤の使用についての問題点を整理、検討し、医療機関の管理者等と意見交換を行うこと。
- (3) 福島県合同輸血療法委員会の運営に関すること。

(組 織)

第3条 懇談会は、6人以上の委員で構成する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから、知事が委嘱又は任命する。

- (1) 医療関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 血液事業関係者
- (4) 県担当職員

(任 期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 長)

第5条 懇談会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総括し、会議の議長となる。

3 会長に事故ある時は、委員のうちからあらかじめ互選された者が、その職務を代理する。

(会議の召集)

第6条 懇談会の会議は、必要に応じ知事が召集する。

(庶 務)

第7条 懇談会の庶務は、福島県保健福祉部健康衛生総室薬務課において行う。

附 則

- 1 この要綱は、平成4年1月17日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、平成3年度に委嘱又は任命する委員の任期は平成5年3月31日とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年6月11日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

福島県血液製剤使用に係わる懇談会委員名簿

令和6年5月1日現在

委員名	推薦団体名	勤務先・役職名
今野 修	一般社団法人 福島県医師会	福島赤十字病院 非常勤嘱託医
池田 和彦	公立大学法人 福島県立医科大学	公立大学法人福島県立医科大学 輸血・移植免疫学講座 主任教授
管 桂一	一般社団法人 福島県病院協会	一般財団法人脳神経疾患研究所 附属総合南東北病院 顧問
新村 美和	公益社団法人 福島県看護協会	北福島医療センター 看護師長
渡辺 隆幸	一般社団法人福島県 臨床検査技師会	一般財団法人太田総合病院附属 太田西ノ内病院 臨床検査部 技師長
紺野 恵	一般社団法人 福島県薬剤師会	一般財団大原記念財団 大原総合病院 薬剤科 科長
神林 裕行	福島県 赤十字血液センター	福島県赤十字血液センター 所長
風間 秀元	福島県	福島県保健福祉部健康衛生総室 薬務課 課長

(委嘱期間・任期：令和8年4月30日まで)

保健福祉部試験研究技術会議要綱

(趣 旨)

第1条 保健福祉部における試験検査・調査研究（以下「試験研究」という。）等の効率的な運営を図るため、保健福祉部試験研究技術会議（以下「技術会議」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 技術会議は、次の事項について審議する。

- (1) 試験研究にかかる計画の企画及び立案に関すること。
- (2) 試験研究の総合調整に関すること。
- (3) 試験研究成果の評価及びその応用、活用に関すること。
- (4) 試験研究に従事する職員の資質向上に関すること。
- (5) その他試験研究機関の体制整備等に関すること。

(組 織)

第3条 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 保健福祉部次長（健康衛生担当）
- (2) 保健福祉総室保健福祉総務課、健康衛生総室感染症対策課、食品生活衛生課及び薬務課の課長
- (3) 県北保健福祉事務所長
- (4) 衛生研究所長

(議 長)

第4条 技術会議に議長を置く。

- 2 議長は保健福祉部次長（健康衛生担当）をもって充てる。
- 3 議長は会議を招集し、技術会議に関する事務を総理する。
- 4 議長に事故があるとき、または議長が不在のときは、あらかじめ議長の指名する者がその職務を代理する。

(幹 事 会)

第5条 技術会議に事前調整のため幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別紙に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事長は健康衛生総室薬務課の幹事の職にある者を充てる。
- 4 幹事長は幹事会を招集し、その座長となり、幹事会に関する事務を処理する。
- 5 幹事長は、幹事会の審議事項について、特に必要と認めるときは、幹事長が指名した者で構成するワーキンググループを招集することができる。
- 6 幹事長に事故があるときは、幹事長が指名した者がその職務を代理する。

(意見の聴取)

第6条 議長及び幹事長は、協議上必要があると認めるときは、技術会議及び幹事会に学識経験者、関係職員等の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶 務)

第7条 技術会議の庶務は、健康衛生総室薬務課において処理する。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、技術会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

- この要綱は、平成11年4月 9日から施行する。
- この要綱は、平成12年4月19日から施行する。
- この要綱は、平成12年8月 8日から施行する。
- この要綱は、平成13年4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成14年4月16日から施行する。
- この要綱は、平成15年4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成16年4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成17年4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成20年4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成22年4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成27年4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成29年4月 3日から施行する。
- この要綱は、平成31年4月 1日から施行する。
- この要綱は、令和 5年4月 1日から施行する。

別 紙

保健福祉部試験研究技術会議幹事名簿

	所属機関名	充てる職
幹事長	健康衛生総室 薬務課	主幹、副課長又は主任主査
幹 事	保健福祉部	部主幹
幹 事	保健福祉部	企画主幹
幹 事	健康衛生総室 感染症対策課	主幹、副課長又は主任主査
幹 事	健康衛生総室 食品生活衛生課	主幹、副課長又は主任主査
幹 事	県北保健福祉事務所	生活衛生部長
幹 事	衛生研究所	副所長

福島県衛生検査精度管理事業実施要綱

(目 的)

第1条 医療における衛生検査の重要性に鑑み、衛生検査所の検査精度の質的向上を図ることにより、県民に適切な医療を供給することを目的とする。

(事業の実施主体)

第2条 福島県衛生検査精度管理事業（以下「この事業」という。）の実施主体は福島県とする。

(事業の内容)

第3条 この事業は、医療機関の協力を得て、精度管理に関する学識経験者を委嘱し、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 精度管理に関する業務
- (2) 精度管理調査検討に関する業務
- (3) 衛生検査所の実態調査及び立入検査に関する業務
- (4) 精度管理等研修会の企画及び実施に関する業務
- (5) その他精度管理の向上に関する業務

(委員会の設置)

第4条 この事業を円滑に実施するため、福島県衛生検査精度管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、別に定める。

(事業の実施方針等)

第5条 この事業の実施方針については、毎年度当初に委員会で協議して決定する。

付 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 福島県衛生検査精度管理事業実施要綱（平成2年2月5日）は、廃止する。

福島県衛生検査精度管理委員会設置要綱

(設 置)

第1条 衛生検査精度管理事業を円滑に実施するため、福島県衛生検査精度管理事業実施要綱第4条に基づき、福島県衛生検査精度管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 衛生検査所の精度管理実施方策及び実施結果に基づく改善方策を検討すること。
- (2) 衛生検査所の指導監督の進め方を検討すること。
- (3) 立入検査施設の選定、重点指導項目及び改善指示の内容等について協議すること。

(組 織)

第3条 委員会は、8人以内の委員で構成する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから、知事が委嘱または任命する。

- (1) 医師
- (2) 臨床検査技師又は衛生検査技師
- (3) 学識経験のある者

(任 期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は追加の委員の任期は、現任者の残任期間とする。

(職 務)

第5条 委員は、次の職務を行う。

- (1) 精度管理に関して、知事に助言を行うこと。
- (2) 衛生検査所の実態分析を行うこと。
- (3) 知事が行う立入検査に同行し、精度管理面の指導助言を行うこと。
- (4) 知事が衛生検査所に対して指示を行う際、助言を行うこと。

(会 長)

第6条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総括し、会議の議長となる。

3 会長に事故あるときは、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代理する。

(会議の招集)

第7条 委員会の会議は、必要に応じ、知事が招集する。

2 知事は必要と認めたとき、前項の会議に委員以外の学識経験者を招き、意見を聞くことができる。

(庶 務)

第8条 委員会の庶務は、福島県保健福祉部薬務課において行う。

附 則

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 福島県衛生検査精度管理専門委員会設置要綱（平成2年2月5日）

(2) 福島県外部精度管理調査運営委員会設置要綱（平成2年2月5日）

3 この要綱に基づき、委員については新たに委嘱するものとする。

4 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

5 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

6 この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

福島県衛生検査精度管理委員名簿

(令和6年7月26日現在)

氏 名	所 属 団 体	勤 務 先 ・ 役 職 名
原 寿夫	一般社団法人福島県医師会	一般社団法人郡山医師会 郡山市医療介護病院 院長
佐藤 康弘	一般社団法人福島県臨床検査技師会	一般財団法人大原記念財団大原総合病院 臨床検査科
吉田 憲治	一般社団法人福島県臨床検査技師会	福島赤十字病院 検査部
岡崎 恵美	一般社団法人福島県臨床検査技師会	公立大学法人福島県立医科大学附属病院
末永 美知子	福島県	福島県衛生研究所 所長
風間 秀元	福島県	福島県保健福祉部薬務課 課長

福島県試験検査精度管理事業実施要綱

(目的)

第1条 試験検査の高度化、複雑化に対応するため、検査方法、試薬、使用器具、材料の保管等試験検査実施上の問題点を検討し、もって試験検査に対する精度の向上を図ることを目的とする。

(事業の実施主体)

第2条 試験検査精度管理事業（以下「この事業」という。）の実施主体は、福島県とする。

(事業の内容)

第3条 この事業は、あらかじめ調整された検体について、試験検査を実施し、検査成績の正確度及び精密度を検討する。

2 この事業の実施区分は、次による。

理化学検査	食品化学検査	細菌検査	臨床検査
-------	--------	------	------

(事業の実施対象及び委託契約)

第4条 この事業の実施対象は、県の試験検査機関及びこの事業に参加を希望する市町村並びに民間検査機関とする。

2 この事業の実施区分ごとに必要な経費（以下「負担金」という。）は、福島県知事が別に定めるものとする。

3 この事業への参加を希望する市町村及び民間検査機関は、様式1により、福島県知事あてに参加申込書を提出するものとする。

4 参加機関は、申込み締切後3週間以内に、納入通知書（福島県財務規則第40条様式その1）により負担金を納入するものとする。

(委員会の設置)

第5条 この事業の円滑なる実施を期するため、委員会を設置する。

2 委員会の組織、所掌事務及び委員については、別に定める。

(事業の実施方針等)

第6条 この事業の実施方針等については、毎年当初に委員会で決定する。

- (附 則) この要綱は、昭和57年4月 1日から施行する。
この要綱は、昭和60年4月 1日から施行する。
この要綱は、平成 9年4月 1日から施行する。
この要綱は、平成14年4月16日から施行する。
この要綱は、平成16年6月15日から施行する。
この要綱は、平成30年4月 1日から施行する。

福島県試験検査精度管理委員会設置要領

(設置)

第1条 試験検査精度管理事業（以下「この事業」という。）を円滑に実施するため、福島県試験検査精度管理事業実施要綱第5条に基づき、福島県試験検査精度管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、福島県衛生研究所長をもってあて、副委員長は、福島県保健福祉部健康衛生総室薬務課長をもってあてる。

3 委員は、福島県関係各総室等にあつては別表の職にある者をもってあて、関係市町村、民間検査機関にあつては各々の代表とする。委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。任期の中途において委嘱された委員の任期は、他の委員の残任期間とし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(業務)

第3条 委員会は、次の業務を行う。

- (1) この事業の実施方針の決定
- (2) その他、この事業を実施するうえで必要な事項

(運営)

第4条 委員長は会務を総括する。

2 委員長に事故あるときは、副委員長が、その職務を代理する。

(幹事会)

第5条 委員会に事前調整のため幹事会を置く。

- 2 幹事長及び幹事は、委員長が指名をする。
- 3 幹事長は幹事会を召集し、その座長となり、幹事会に関する事務を処理する。

(専門部会)

第6条 委員長は、特別の事項を調査、検討する必要があると認める場合には、委員会の中に専門部会を置くことができる。

(意見の聴取)

第7条 委員長及び幹事長は、協議上必要と認めるときは、委員会及び幹事会に学識経験者、関係職員等の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は福島県保健福祉部健康衛生総室薬務課に置く。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

(附則)

- | | | |
|-------------|-------|-----------|
| この要領は、昭和57年 | 4月 | 1日から施行する。 |
| この要領は、昭和61年 | 4月 | 1日から施行する。 |
| この要領は、平成5年 | 4月 | 1日から施行する。 |
| この要領は、平成9年 | 4月 | 1日から施行する。 |
| この要領は、平成11年 | 5月17日 | から施行する。 |
| この要領は、平成13年 | 4月 | 1日から施行する。 |
| この要領は、平成14年 | 4月16日 | から施行する。 |
| この要領は、平成15年 | 4月 | 1日から施行する。 |
| この要領は、平成20年 | 4月 | 1日から施行する。 |
| この要領は、平成22年 | 4月 | 1日から施行する。 |
| この要領は、平成26年 | 4月 | 1日から施行する。 |
| この要領は、平成27年 | 4月 | 1日から施行する。 |

この要領は、平成27年10月1日から施行する。
 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表	保健福祉部	健康衛生総室感染症対策課長、健康衛生総室食品生活衛生課長 県北保健福祉事務所長
	生活環境部	環境共生総室水・大気環境課長、環境創造センター調査・分析部長
	商工労働部	計量検定所長

福島県試験検査精度管理委員会名簿

(令和6年4月1日現在)

職	氏名	所属	職名
委員長	末永 美知子	衛生研究所	所長
副委員長	風間 秀元	健康衛生総室 薬務課	課長
委員	金成 由美子	健康衛生総室 感染症対策課	課長
委員	遠藤 昌彦	健康衛生総室 食品生活衛生課	課長
委員	清野 弘	環境共生総室 水・大気環境課	課長
委員	五十嵐 昌徳	計量検定所	所長
委員	小谷 尚克	県北保健福祉事務所	所長
委員	吉田 尚史	環境創造センター 調査・分析部	部長
委員	佐藤 敦	郡山市上下水道局	水質管理室長
委員	田邊 真一	福島県環境測定・放射能計測協会	信頼性確保委員会委員長

福島県試験検査精度管理委員会幹事名簿

職	氏名	所属	職名
幹事長	須藤 清	衛生研究所	副所長
幹事	伊藤 純子	衛生研究所	微生物課長
幹事	金成 徹	衛生研究所	理化学課長
幹事	河野 裕子	衛生研究所	試験検査課長
幹事	吉田 尚史	環境創造センター	調査・分析部長兼 環境調査課長
幹事	石井 徹	健康衛生総室 薬務課	専門薬剤技師
学識経験者	後藤 幸永	一般社団法人福島県薬剤師会	試験検査課長

自然環境保全法（抜粋）

（昭和47年6月22日 法律第85号）
（一部改正平成3年5月21日法律第79号）
（一部改正平成11年7月16日法律第87号）

（都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関）

第51条 都道府県に、都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関を置く。

- 2 前項の審議会その他の合議制の機関は、温泉法（昭和23年法律第125号）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における自然環境の保全に関する重要事項を調査審議する。
- 3 第1項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

福島県自然環境保全条例（抜粋）

（昭和47年10月20日 福島県条例第55号）
（一部改正平成4年3月24日福島県条例第36号）
（一部改正平成12年3月24日福島県条例第29号）
（一部改正平成14年3月26日福島県条例第8号）

第6章 福島県自然環境保全審議会

（名称）

第26条の2 自然環境保全法第51条第1項の合議制の機関の名称は、福島県自然環境保全審議会（以下「審議会」という。）とする。

（組織）

第27条 審議会は、委員27人以内で組織する。

- 2 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。
- 3 委員及び専門委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

（委員の任期）

第28条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第29条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。

（規則への委任）

第30条 第26条の2から前条までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

福島県自然環境保全条例施行規則（抜粋）

（昭和47年11月17日福島県規則第73号）
（一部改正平成4年3月24日福島県規則第16号）
（一部改正平成12年4月1日福島県規則第114号）
（一部改正平成14年3月26日福島県規則第20号）

第5章 福島県自然環境保全審議会

（組織）

第28条 条例第27条第3項の規定による審議会の委員の任命は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる人数の範囲内で行うものとする。

- 2 関係行政機関の職員2人
- 3 市町村の長2人
- 4 その他の学識経験を有する者23人

（専門委員）

第29条 専門委員は、審議会及び第32条に規定する部会の会議に出席し、意見を述べることができる。

（会長の職務の代理）

第30条 会長に事故があるときは、副会長が、その職務を代理する。

（会議）

第31条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、審議会の委員の任期満了に伴い新たに組織された審議会の最初に開催する会議は、知事が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（部会）

第32条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 部会の会議は、会長が招集する。
- 7 部会の会議は、部会に属する委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 8 部会の議事は、出席した部会に属する委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 9 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（幹事）

第33条 審議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

（その他）

第34条 この規則に定めるもののほか、審議会に議事その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかって定める。

福島県温泉保護利用対策要綱

第1 目的

この要綱は、温泉源の衰退、枯渇、温度の低下等を防止し、温泉源の恒久的保護と温泉の適正な利用の推進を図ることを目的とする。

第2 定義

この要綱でいう用語は、次のとおりとする。

- (1) 「温泉」及び「温泉源」とは、温泉法（昭和23年法律第125号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する「温泉」及び同条第2項に規定する「温泉源」をいう。
- (2) 「源泉」とは、温泉がゆう出している出口及びゆう出路をいう。
- (3) 「距離」とは、水平距離をいう。
- (4) 「他目的掘削」とは、温泉をゆう出させる目的以外の目的で土地を掘削することをいう。

第3 地域の設定

次の区分により、地域を設定する。なお、その地域は別表のとおりとする。

- (1) 温泉保護地域（以下、「保護地域」という。）
- (2) 温泉準保護地域（以下、「準保護地域」という。）
- (3) 一般地域

第4 各地域における規制

それぞれの地域における規制は、次のとおりとする。

(1) 保護地域における規制

ア 法第3条第1項に基づく温泉掘削については、次の場合を除いて認めないものとする。

- (ア) 保護地域内における温泉を集中管理するために掘削を行うとき。
- (イ) 保護地域内における既存源泉が公共事業により埋没されたため、補償泉として掘削を行うとき。
- (ウ) 自治体、組合等が、保護地域内における源泉のゆう出量の減少を補うために掘削を行うとき。
- (エ) 保護地域内における既存源泉が天災等により損壊したため、原状に復旧させる目的で掘削を行うとき。

イ 法第11条第1項に基づく温泉の増掘又は動力装置の設置については、前記（ア）～（エ）に該当する場合及び増掘又は動力装置の設置の地点を中心として半径300m以内の距離に存在する既存源泉（未利用源泉を除く）の所有者又は管理者の同意を得たものであって、地域の実情から適当と思われる場合にのみ認めるものとする。

(2) 準保護地域における規制

ア 法第3条第1項に基づく温泉掘削については、次の同意書を添付するものであって、適当と思われる場合に認めるものとする。

(ア) 準保護地域内の既存源泉（許可済のものを含み、未利用源泉を除く）の所有者又は管理者等の同意書〔ただし、掘削予定地点を中心として半径 1,000m 以内の距離に、保護地域又は準保護地域の既存源泉（許可済のものを含み、未利用源泉を除く）が存在し、その所有者又は管理者等の同意を得ている場合には、1,000m を越えるものの同意は、省略することができる。〕

(イ) 掘削予定地点を中心として半径 300m 以内の距離に一般地域の既存源泉（許可済のものを含み、未利用源泉を除く）がある場合には、その所有者又は管理者等の同意書

イ 法第 11 条第 1 項に基づく温泉の増掘又は動力装置の設置については、増掘又は動力装置の設置の地点を中心として半径 300m 以内の距離に存在する既存源泉（許可済のものを含み、未利用源泉を除く）の所有者又は管理者等の同意を得たものであって、適当と思われる場合に認めるものとする。

(3) 一般地域における規制

ア 法第 3 条第 1 項に基づく温泉掘削については、適当と思われる場合に認めるものとする。ただし、次の場合には、同意書の添付を要する。

(ア) 掘削予定地点を中心として半径 1,000m 以内の距離に保護地域又は準保護地域の既存源泉（許可済のものを含み、未利用源泉を除く）がある場合には、その所有者又は管理者等の同意書

(イ) 掘削予定地点を中心として半径 300m 以内の距離に一般地域の既存源泉（許可済のものを含み、未利用源泉を除く）がある場合には、その所有者又は管理者等の同意書

イ 法第 11 条第 1 項に基づく温泉の増掘及び動力装置の設置については、適当と思われる場合に認めるものとする。

第 5 工法の制限

温泉の掘削は、原則として垂直掘りとする。

ただし、地熱開発については、自然環境の保全上、止むを得ない場合に限り斜掘を認めるものとする。

また、この場合前第 4 に規定する規制については、掘削予定地点から斜掘線上すべての地点（掘削後には掘削地点から斜掘線上すべての地点）について適用するものとする。

第 6 源泉の管理

源泉については、ゆう出口において泉温、ゆう出（揚湯）量及び水位の測定が容易にできる構造にするものとする。

第 7 廃止及び未利用等の源泉に対する措置

1 代替掘削を行ったときの旧源泉、整理統合により廃止した源泉及びその他の事由により温泉の採取が不要となった源泉は、埋め戻しさせる等の措置を講ずるものとする。

2 掘削等を終了した源泉は、原則として 1 年以内に適正な利用を行わせるものとし、利用するまでの間、放流を停止又は制限させる等の措置を講ずるものとする。

- 3 長期にわたり未利用の源泉及び今後利用する意思のない源泉は、埋め戻しさせる等の措置を講ずるものとする。

第8 他目的掘削に対する措置

それぞれの地域における他目的掘削の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 保護地域及び準保護地域における措置

他目的掘削においてゆう水があったときは、鉱泉分析を実施させ、その結果、温泉に該当した場合には、工事箇所を原状に復させるものとする。

また、ゆう水がなくとも既存源泉に著しい影響を及ぼした場合も同様とする。

(2) 一般地域における措置

他目的掘削においてその掘削地点から半径300m以内の距離に既存源泉がある場合、又は半径1,000m以内の距離に保護地域若しくは準保護地域の既存源泉がある場合には、前記措置に準じて行うものとする。

第9 温泉集中管理事業の推進

温泉の有効利用を図るため、源湯から配湯までを集中管理することによって温泉の枯渇及び湯量不足を解消するものである。

よって、今後とも温泉集中管理事業の積極的な推進を図るものとする。

第10 健康増進のための温泉利用の推進

1 温泉の保健的利用

古くから温泉は、国民の保養又は療養のために広く利用されてきており、今後とも温泉の有する保健的効果を積極的に推進するため、施設の整備の充実を図る必要がある。また、温泉の飲用による医学的効果も期待されていることから、飲用利用について推進を図るものとする。

2 正しい温泉利用の普及

温泉の利用効果を高めるために、温泉を利用させる側に当該温泉に対する正しい認識がなければならない。また、温泉を利用する側に対しても温泉の利用について正しい認識を持たせるために啓発活動を通して浸透を図るものとする。

なお、特に温泉を療養の目的で利用する場合には、専門医師の適切な指導の下に利用するものとする。

3 国民保養温泉地等について

本県では岳、新甲子及び土湯・高湯並びに二岐・岩瀬湯本・天栄がそれぞれ国民保養温泉地に指定されているが、この他にも泉質、自然環境等が良好な温泉が多くあるので、これらの温泉の国民保養温泉地の指定について推進を図るものとする。

なお、既に国民保養温泉地に指定されている温泉については、療養効果のある温泉源を保護するとともに、温泉の有する保健的効能を十分活用するために、必要な施設の整備を図り、国民保健温泉地として育成を図るものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 福島県温泉利用保全総合計画（昭和55年3月21日付55薬第398号）は、廃止する。
- 3 福島県温泉保護開発計画（昭和56年3月30日付56薬第439号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。

福島県自然環境保全審議会委員名簿

(温泉部会所属)

(令和6年10月1日現在)

氏 名	勤 務 先 又 は 職 名
浅 沼 宏	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 再生可能エネルギー研究センター
石 井 敦 子	一般社団法人日本温泉気候物理医学会 温泉療法医会
梅 村 順	日本大学工学部 土木工学科
遠 藤 淳 一	福島県温泉協会
小 島 原 一 枝	一般社団法人福島県薬剤師会
佐 藤 貴 洋	福島県弁護士会
長 橋 良 隆	福島大学共生システム理工学類
益 子 保	益子温泉調査事務所

福島県後発医薬品安心使用促進協議会設置要綱

(趣旨及び設置)

第1条 医療関係者等をはじめ県民への後発医薬品にかかる理解の向上と、患者及び医療関係者が安心して後発医薬品を使用することができるよう使用促進にかかる環境整備等に関する検討を行うため、福島県後発医薬品安心使用促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、後発医薬品に関する次に掲げる事項を協議する。

- (1) 使用状況等の現状把握に関すること。
- (2) 理解の向上及び安心使用促進に当たっての諸課題の整理に関すること。
- (3) 理解の向上及び安心使用促進のための方策等に関すること。
- (4) その他理解の向上及び安心使用促進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、13名以内の委員で構成する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 医療関係団体の代表
- (2) 公的病院の代表
- (3) 医薬品卸売業者、医療用医薬品製造業者の代表
- (4) 消費者団体等の代表
- (5) 学識経験者
- (6) その他の関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総括し、会議の議長となる。

3 会長に事故あるときは、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代理する。

(会議の招集)

第6条 協議会の会議は、必要に応じ、会長が招集する。

2 会長は必要と認めるとき、前項の会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福島県保健福祉部薬務課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年11月18日から施行する。

この要綱は、平成23年1月28日から施行する。

福島県後発医薬品安心使用促進協議会 委員名簿

(任期：令和8年5月31日まで)

	氏名	所属	職名
	せんば てつお 仙波 哲雄	一般社団法人福島県医師会	常任理事
	ほしの ゆたか 星野 豊	一般社団法人福島県病院協会	理事
	あべ たかし 阿部 崇	一般社団法人福島県薬剤師会	常務理事
	さいとう なおみ 齊藤 直美	福島県病院薬剤師会	常任理事・福島支部長
	くろだ じゅんこ 黒田 純子	公立大学法人福島県立医科大学附属病院	薬剤部長
	つねまつ きよひと 常松 清人	福島県医薬品卸組合	事務局長
	にいむら ともあき 新村 智昭	一般社団法人福島県薬事工業協会	理事長
	かわまた ともみ 川俣 知己	日本ジェネリック製薬協会	会長
	たかの いきこ 高野 イキ子	一般財団法人福島県婦人団体連合会	副会長・理事
	すずき やすお 鈴木 泰雄	公益財団法人福島県老人クラブ連合会	会長
	きがわ きょうこ 佐川 京子	福島県消費者団体連絡協議会	理事
◎	まつだ つかさ 松田 幹	国立大学法人福島大学	理事・食農学類教授
	えんどう たかお 遠藤 隆男	全国健康保険協会	福島支部長

◎：会長

(令和6年8月2日現在)

薬事関係団体名簿

(令和8年2月1日 現在)

団体の名称	所在地	代表者	TEL・FAX番号
一般社団法人 福島県薬剤師会	960-8157 福島市蓬萊町2丁目2番2号	会長 長谷川 祐一	024-549-2198 024-549-2209
福島県病院薬剤師会	973-8555 いわき市内郷御厩町久世原16番地 いわき市医療センター薬局内	会長 渡辺 剛	0246-26-2156 0246-26-9863
福島県医薬品登録販売者協会	963-8852 郡山市台新二丁目21-11 くすりのダイシン室内	会長 廣木 克俊	024-933-2601 024-933-2601
一般社団法人 福島県薬事工業協会	963-0215 郡山市待池台二丁目8番地 ノボ ノルディスク ファーマ(株)郡山工場内	理事長 武田 芳晶	024-959-5100 024-959-5300 024-959-6373
福島県医薬品卸組合	963-0551 郡山市喜久田町字松ケ作15-1 東北アルフレッサ(株)内	理事長 福井 学	024-959-6513 024-959-6513
東北新潟歯科用品商 協同組合 福島県支部	960-8043 福島市中町6-11 (株)後藤歯科商店内	支部長 後藤 忠久	024-522-2755 024-522-4432
一般社団法人 福島県医薬品配置協会	963-0117 郡山市安積荒井二丁目313 レメディア田中103号	会長 佐久間 喜重	024-946-0189 024-946-0192
一般社団法人日本医薬品 登録販売者協会 福島県支部	960-0241 福島市笹谷字片目清水30-4	支部長 橋浦 希一	024-555-3838 024-555-2768
福島県農薬商 協同組合	960-8043 福島市中町5-21 消防会館内	理事長 佐々木 浩二	024-522-2655 024-522-2777
一般社団法人 福島県臨床検査技師会	969-3492 会津若松市河東町谷沢字前田21番地2 福島県立医科大学会津医療センター附属病院臨床検査部内	会長 松田 美津子	0242-75-2100 (内) 1118 0242-75-2557
福島県献血推進協力会	960-8157 福島市蓬萊町2丁目2番2号 (一社)福島県薬剤師会内	会長 長谷川 祐一	024-549-2198 024-549-2209
一般社団法人日本産業・ 医療ガス協会東北地域本部 福島県支部	963-0725 郡山市田村町金屋字新家34-1	支部長 渡辺 明宏	024-942-8731 024-953-3411
福島県医療機器販売業協会	963-8052 郡山市八山田4丁目98番地 (株)メディカルネット内	会長 峯 修	024-955-6110 024-955-6101
福島県温泉協会	960-8035 福島市本町4-17 岩瀬ビル2階 福島県旅館ホテル生活衛生同業組合内	会長 草野 正人	024-521-1448 024-522-3941
一般社団法人 日本保険薬局協会	963-8025 郡山市桑野3丁目12番2号 (株)コスモファーマ内	都道府県 連絡 担当者 藤田 愛里	024-935-9750 024-933-7779